

【表紙】

| | |
|--------------------------------------|----------------------------|
| 【提出書類】 | 有価証券届出書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成29年9月25日 |
| 【発行者名】 | 三菱UFJ国際投信株式会社 |
| 【代表者の役職氏名】 | 取締役社長 松田 通 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都千代田区有楽町一丁目12番1号 |
| 【事務連絡者氏名】 | 伊藤 晃 |
| 【電話番号】 | 03-6250-4740 |
| 【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 | トルコ債券オープン（毎月決算型）為替アクティブヘッジ |
| 【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】 | 上限1兆円 |
| 【縦覧に供する場所】 | 該当ありません |

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

トルコ債券オープン（毎月決算型）為替アクティブヘッジ
（以下「ファンド」といいます。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の振替内国投資信託受益権です。

ファンドの委託者である三菱UFJ国際投信株式会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託者は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額^{*}とします。

なお、原則として午後3時までに、取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。

* 「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）をそのときの受益権総口数で除した1口当たりの純資産額をいいます。（ただし、便宜上1万口当たりには換算した価額で表示することがあります。）

基準価額は、組入れる有価証券等の値動き等により日々変動します。

基準価額の照会先は、販売会社または以下の通りです。

三菱UFJ国際投信株式会社（信託契約に係る委託者であり、以下「委託会社」という場合があります。）

電話番号：0120-151034（お客様専用フリーダイヤル）

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ アドレス：<http://www.am.mufg.jp/>

（５）【申込手数料】

・取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額に、3.24%（税抜3.00%）を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める率を乗じて得た額とします。申込手数料は消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）相当額を含みます。

・以下のファンド間でスイッチング^{*}が可能です。

・ 「トルコ債券オープン（毎月決算型）為替ヘッジなし」

・ 「トルコ債券オープン（毎月決算型）為替アクティブヘッジ」

* スwitchingとは、上記のいずれか一方のファンドを解約した受取金額をもって他方のファンドの取得申込みを行うことをいいます。

スイッチングを行う場合の申込手数料は、販売会社が定めるものとします。くわしくは、販売会社にご確認ください。

販売会社によっては、一部のファンドのみの取扱いとなる場合やスイッチングの取扱いを行わない場合があります。

- ・「自動けいぞく投資コース」(販売会社により名称が異なる場合があります。以下同じ。)に係る収益分配金の再投資による取得申込みについては、無手数料とします。
- ・申込手数料の照会先は販売会社となります。

(6) 【申込単位】

販売会社が定める単位(当初元本1口=1円)

(スイッチングを行う場合の申込単位についても、販売会社が別に定める単位とします。)

ただし、「自動けいぞく投資コース」に係る収益分配金の再投資による取得申込みについては、1口単位とします。

申込単位の照会先は販売会社となります。

(7) 【申込期間】

平成29年9月26日から平成30年3月23日までです。

取得の申込みの受付は、日本における販売会社の営業日に限り行われます。

ただし、次のいずれかに該当する日(以下「申込不可日」といいます。)には、取得の申込みはできません。(申込不可日は、販売会社または委託会社において確認することができます。)

- ・イスタンブールの銀行の休業日(トルコ共和国の砂糖祭 および犠牲祭 の期間を除く)
- ・イスタンブール証券取引所の休業日(トルコ共和国の砂糖祭および犠牲祭の期間を除く)
- ・ロンドンの銀行の休業日
トルコ共和国における宗教上の休日です。

* 申込期間は、前記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。

(8) 【申込取扱場所】

販売会社で申込みの取扱いを行います。

販売会社の照会先は以下の通りです。

| |
|---|
| 三菱UFJ国際投信株式会社 電話番号：0120-151034(お客様専用フリーダイヤル) (受付時間は営業日の午前9時～午後5時) ホームページ アドレス： http://www.am.mufg.jp/ |
|---|

(9) 【払込期日】

取得申込者は、申込代金^{*}を販売会社が指定する期日までに払込むものとします。

* 申込代金は、申込金額(取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額)に、申込手数料(消費税等相当額を含みます。)を加算した額です。

各取得申込受付日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を經由して、三菱UFJ信託銀行株式会社(信託契約に係る受託者であり、以下「受託会社」という場合があります。)の指定するファンドに係る口座に払込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

前記「(8)申込取扱場所」に同じです。

申込代金は取得の申込みを行った販売会社へ払込むものとします。

(11) 【振替機関に関する事項】

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

申込みの方法

・取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後3時まで、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。

スイッチングによる取得申込みについても、同様とします。

・取得の申込みのときに「分配金受取コース」（販売会社により名称が異なる場合があります。以下同じ。）または「自動けいぞく投資コース」のどちらかを選択することとなります。（原則として、コースを途中で変更することはできません。）

販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。（取扱いコースの照会先は販売会社となります。）

「自動けいぞく投資コース」を選択する場合には、初回の取得申込みのときに販売会社との間で、「自動けいぞく投資約款^{*}」に基づく契約の締結等の諸手続きが必要となります。

* 販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

その他留意事項

a. 委託会社は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。）による市場の閉鎖または流動性の極端な低下および資金の受渡しに関する障害等）が発生したとき等には、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得の申込みの受付を取消すことがあります。

スイッチングによる取得申込みについても、同様とします。

b. 申込代金には利息をつけません。

c. 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの収益分配金、償還金、換金代金は、社振法および前記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

（参考）

投資信託振替制度においては、ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

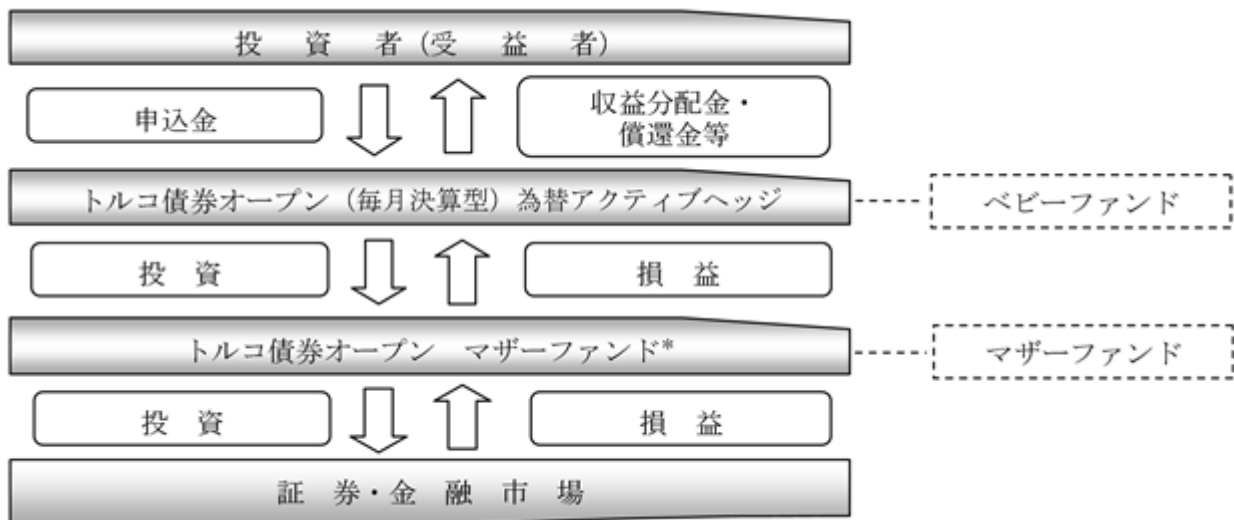
1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

ファミリーファンド方式^{*}により、安定したインカムゲインの確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。

^{*} ファミリーファンド方式とは、受益者から投資された資金をまとめた投資信託をベビーファンドとし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資して、マザーファンドにおいて実質的な運用を行う仕組みです。



^{*} 「トルコ債券オープン マザーファンド」については、以下「マザーファンド」という場合があります。

信託金の限度額

1,000億円です。

^{*} 委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託金の限度額を変更することができます。

基本的性格

一般社団法人投資信託協会による商品分類および属性区分は、以下の通りです。

商品分類表

| 単位型・追加型の別 | 投資対象地域 | 投資対象資産 (収益の源泉となる資産) |
|--------------------|--------|------------------------|
| 単位型投信 追加型投信 | 国内 | 株式 債券 |
| | 海外 | 不動産投信 その他資産 |
| | 内外 | 資産複合 |

(注) 該当する部分を網掛け表示しています。

該当する商品分類の定義について

| | |
|-------|--|
| 追加型投信 | 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。 |
| 海外 | 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。 |
| 債券 | 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。 |

属性区分表

| 投資対象資産 (実際の組入資産) | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 | 為替ヘッジ |
|--|----------|--------|---------------|---------------|
| 株式 一般 大型株 中小型株 | 年1回 | グローバル | | |
| 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 | 年2回 | 日本 | | |
| | 年4回 | 北米 | ファミリー ファンド | あり (適時ヘッジ) |
| | 年6回(隔月) | 欧州 | | |
| 不動産投信 その他資産 (投資信託証券 (債券 一般)) | 年12回(毎月) | アジア | | |
| | 日々 | オセアニア | | |
| 資産複合 | 日々 | 中南米 | | |
| | その他 | 中東 | ファンド・オブ・ファンズ | なし |
| | | エマージング | | |

(注) 該当する部分を網掛け表示しています。

該当する属性区分の定義について

| | |
|------------------------------|--|
| その他資産 (投資信託証券 (債券 一般)) | 投資信託証券(マザーファンド)を通じて、主として、債券(一般 [*])に投資する。 *一般とは、公債 ^{*1} 、社債 ^{*2} 、その他債券 ^{*3} 属性にあてはまらない全てのものをいう。 |
| 年12回(毎月) | 目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。 |
| 欧州 | 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。 |
| ファミリーファンド | 目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。 |
| 為替ヘッジあり (適時ヘッジ) | 目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるもののうち適時ヘッジを行うものをいう。 |

* 1 公債・・・目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。

* 2 社債・・・目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。

* 3 その他債券・・・目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)でご覧いただけます。

ファンドの特色

**1 トルコの公社債を主要投資対象とします。**

※トルコの公社債とは、トルコの国債、政府機関債、社債等をいいます。（発行体の所在地はトルコに限ります。）

- ◆ **トルコ・リラ建のほか、米ドル建等の公社債にも投資します。**
トルコ・リラ建以外の公社債に投資した場合には、原則として、実質的にトルコ・リラ建となるようにマザーファンドで為替取引を行います。
※マザーファンドについては、ファミリーファンド方式の説明箇所をご参照ください。
- ◆ **投資する社債は、原則として取得時においてMoody's社、S&P社、Fitch社のいずれかの格付けを有するものとします。**
ただし、取得時においてCCC格相当以下の格付けを有しているものには原則として投資を行いません。
※格付会社は2017年6月末現在のものであり、将来変更される可能性があります。
- ◆ **公社債の組入比率は、原則として高位を保ちます。**

重大な投資環境の変化が生じた場合には、信託財産の保全の観点から、委託会社の判断により主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合があります。



原則として、実質外貨建資産に対して0%～100%の範囲で、適時、対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減をはかります。

※このファンドにおいて、上記の為替ヘッジを「為替アクティブヘッジ」といいます。

◆ 為替ヘッジの指図に関する権限をシティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメン ト・リミテッドに委託します。

シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメン・リミテッドは、シティグループ・インク傘下の投資運用会社です。シティグループ・インクは、個人、法人、政府および団体を対象として、個人向け銀行業務やカードビジネス、法人・投資銀行業務、証券業務、トランザクション・サービス、ウェルス・マネジメンの分野において、幅広い金融商品やサービスを提供する、グローバルな総合金融持株会社です。

「シティグループ・インク」および「シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメン・リミテッド」は、世界中で使用・登録されているシティグループ・インクまたはその関連会社の登録商標またはサービスマークであり、三菱UFJ国際投信が利用許諾に基づき使用しています。

◆ 為替アクティブヘッジは、トルコ・リラの為替変動リスクがより高いと観察される局面においてより高い比率で為替ヘッジを行い、トルコ・リラが下落した場合の損失の抑制と為替ヘッジによるコストの低減をはかります。

◆ 具体的には、為替に影響を及ぼす「①グローバル関連の指標」、「②新興国関連の指標」、「③個別国関連の指標」の3つの指標について定量分析を行い、為替ヘッジ比率を決定します。指標ごとに基準が設定され、為替ヘッジ比率は、その基準を上回った指標の数に応じて決定されます。

- ①グローバル関連の指標:世界市場のリスク・センチメントを測る、株や為替の変動率等から算出
- ②新興国関連の指標:新興国の景気動向を測る、経済成長率や貿易統計等から算出
- ③個別国関連の指標:トルコ・リラの通貨変動率

※上記のように、指標ごとに設定されている基準を上回った指標の数に応じて、為替ヘッジ比率が決定されるため、必ずしも円高/トルコ・リラ安局面で為替ヘッジを行うことや、円安/トルコ・リラ高局面で為替ヘッジを行わないことを保証するものではありません。

※上記は2017年6月末現在のシティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメン・リミテッドにおける為替ヘッジ比率の決定プロセスであり、将来変更される可能性があります。

投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。)の発生を含む市況動向、資金動向および残存信託期間等の事情によっては、特色1、特色2のような運用ができない場合があります。

3

毎月決算を行い、収益の分配を行います。

◆ 毎月26日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。

収益分配方針

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- 委託会社が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して、分配金額を決定します。(ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わない場合もあります。)

将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではなく、委託会社の判断により、分配を行わない場合もあります。

収益分配金に関する留意事項

◆ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託から分配金が
支払われるイメージ



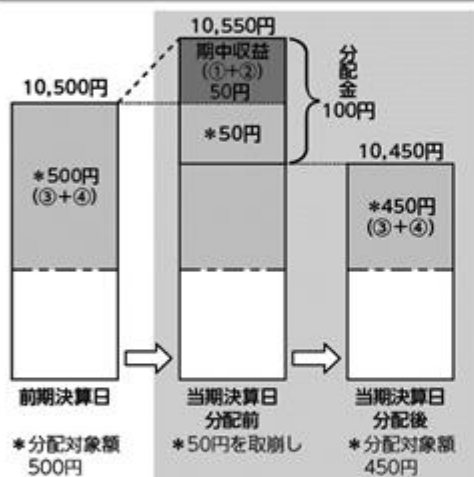
◆ 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。

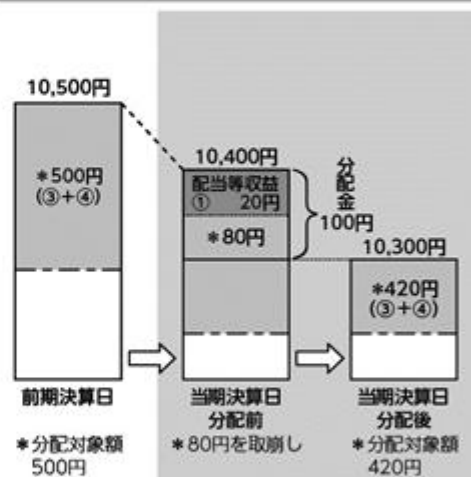
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合



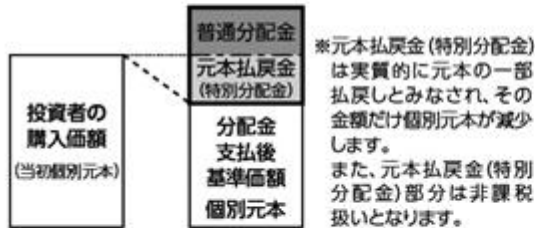
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

分配準備積立金：当期の①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益のうち、当期分配金として支払わなかった残りの金額をいいます。信託財産に留保され、次期以降の分配金の支払いに充当できる分配対象額となります。

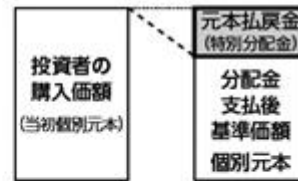
収益調整金：追加型投資信託で追加設定が行われることによって、既存の受益者への収益分配可能額が薄まらないようにするために設けられた勘定です。

◆投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。
元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

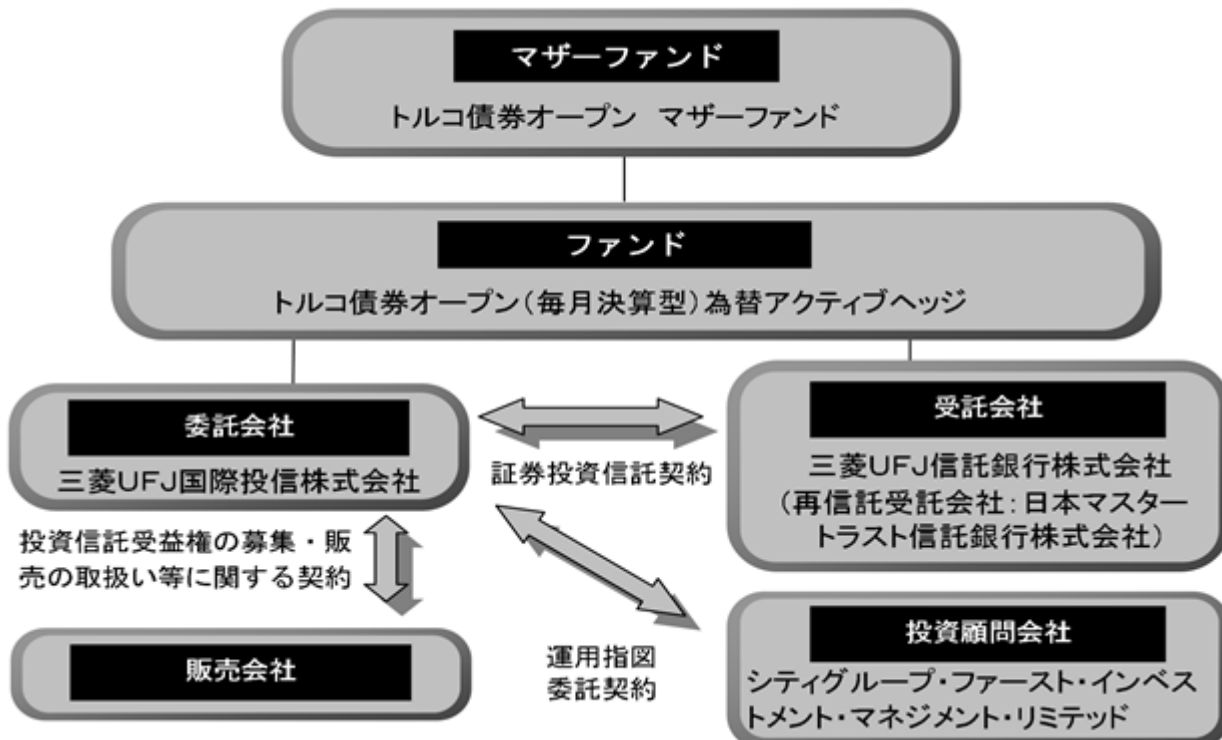
(2) 【ファンドの沿革】

平成25年8月23日 証券投資信託契約締結、設定、運用開始

平成27年7月1日 ファンドの委託会社としての業務を国際投信投資顧問株式会社から三菱UFJ国際投信株式会社に承継

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



委託会社およびファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割

- a. 委託会社（三菱UFJ国際投信株式会社）
ファンドの運用指図、運用報告書の作成等を行います。
- b. 受託会社（三菱UFJ信託銀行株式会社、再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
ファンドの財産の保管および管理等を行います。
- c. 投資顧問会社（シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッド）
ファンドの為替ヘッジの指図等を行います。
- d. 販売会社
受益権の募集の取扱い、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金の再投資ならびに収益分配金、一部解約金および償還金の支払いの取扱い等を行います。

委託会社が関係法人と締結している契約の概要

- a. 証券投資信託契約（委託会社と受託会社との契約）
証券投資信託の運用の基本方針、運営方法ならびに委託会社、受託会社および受益者との権利義務関係ならびに受益権の取扱い方法等が定められています。
- b. 運用指図委託契約（委託会社と投資顧問会社との契約）
ファンドの為替ヘッジの指図に関する権限委託の内容およびこれに係る事務の内容ならびに投資顧問会社が受ける投資顧問報酬等が定められています。
- c. 投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約（委託会社と販売会社との契約）
受益権の募集・販売の取扱い、一部解約事務ならびに収益分配金、一部解約金および償還金の受益者への支払いの取扱いに関する方法等が定められています。

委託会社の概況

- a. 資本金（平成29年6月末現在）
2,000百万円
- b. 沿革
平成9年5月 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始
平成16年10月 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更
平成17年10月 三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱UFJ投信株式会社に変更
平成27年7月 三菱UFJ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱UFJ国際投信株式会社に変更
- c. 大株主の状況（平成29年6月末現在）

| 氏名または名称 | 住所 | 所有株式数 | 比率 |
|---------------------|-------------------|----------|--------|
| 三菱UFJ信託銀行株式会社 | 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 | 107,855株 | 50.97% |
| 三菱UFJ証券ホールディングス株式会社 | 東京都千代田区丸の内二丁目5番2号 | 71,969株 | 34.01% |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 東京都千代田区丸の内二丁目7番1号 | 31,757株 | 15.00% |

- d. 金融商品取引業者登録番号
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第404号

2【投資方針】

（1）【投資方針】

基本方針

ファミリーファンド方式により、安定したインカムゲインの確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。

投資態度

- a. マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。
- b. マザーファンド受益証券への投資を通じて、トルコ共和国の公社債（発行体の所在地はトルコ共和国に限ります。）を主要投資対象とし、安定したインカムゲインの確保と信託財産の成長を目指します。トルコ・リラ建以外の公社債に投資した場合には、原則として、実質的にトルコ・リラ建となるようにマザーファンドで為替取引を行います。
- c. 実質的に投資する社債は、原則として取得時において格付けを有するものとします。ただし、取得時においてCCC格相当以下の格付けを有しているものには原則として投資を行いません。
- d. 公社債の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。
- e. 原則として、実質外貨建資産に対して0%から100%の範囲で、適時、対円での為替ヘッジを行います。
- f. 重大な投資環境の変化が生じた場合には、信託財産の保全の観点から、委託会社の判断により主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合があります。
- g. 投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。）の発生を含む市況動向、資金動向および残存信託期間等の事情によっては、前記のような運用ができない場合があります。
- h. 運用指図委託契約に基づき、シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッドに為替ヘッジの指図に関する権限を委託します。

運用の形態等

ファミリーファンド方式により運用を行います。

（2）【投資対象】

トルコ債券オープン マザーファンド受益証券への投資を通じて、トルコ共和国の公社債（発行体の所在地はトルコ共和国に限ります。）を主要投資対象とします。

投資の対象とする資産の種類

ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

- a. 有価証券
- b. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、（5）信託約款に定める投資制限のないしおよびに定めるものに限ります。）に係る権利
- c. 約束手形
- d. 金銭債権

運用の指図範囲

委託会社（委託会社から為替ヘッジの指図に関する権限の委託を受けたものを含みます。以下これに関連する事項について同じ。）は、信託金を、主として、三菱UFJ国際投信株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結されたトルコ債券オープン マザーファンドの受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- a．転換社債の転換請求および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。以下同じ。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得した株券
- b．国債証券
- c．地方債証券
- d．特別の法律により法人の発行する債券
- e．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- f．特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- g．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- h．協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- i．特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- j．コマーシャル・ペーパー
- k．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- l．特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）
- m．受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
- n．外国または外国の者の発行する証券または証書で、a．からm．の証券または証書の性質を有するもの
- o．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- p．投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- q．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- r．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りません。）
- s．預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- t．外国法人が発行する譲渡性預金証書

u . 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

v . 外国の者に対する権利で u . の有価証券の性質を有するもの

なお、a . の証券または証書、n . および s . の証券または証書のうち a . の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、b . から f . までの証券、p . の証券のうち投資法人債券ならびに n . および s . の証券または証書のうち b . から f . までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、前記 の有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

a . 預金

b . 指定金銭信託（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

c . コール・ローン

d . 手形割引市場において売買される手形

e . 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 2 項第 1 号で定めるもの

f . 外国の者に対する権利で e . の権利の性質を有するもの

特別な場合の金融商品による運用

前記 の規定にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還への対応および投資環境の変動等への対応で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記 の a . から f . までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

その他の投資対象

a . 先物取引等

b . スワップ取引

c . 金利先渡取引および為替先渡取引

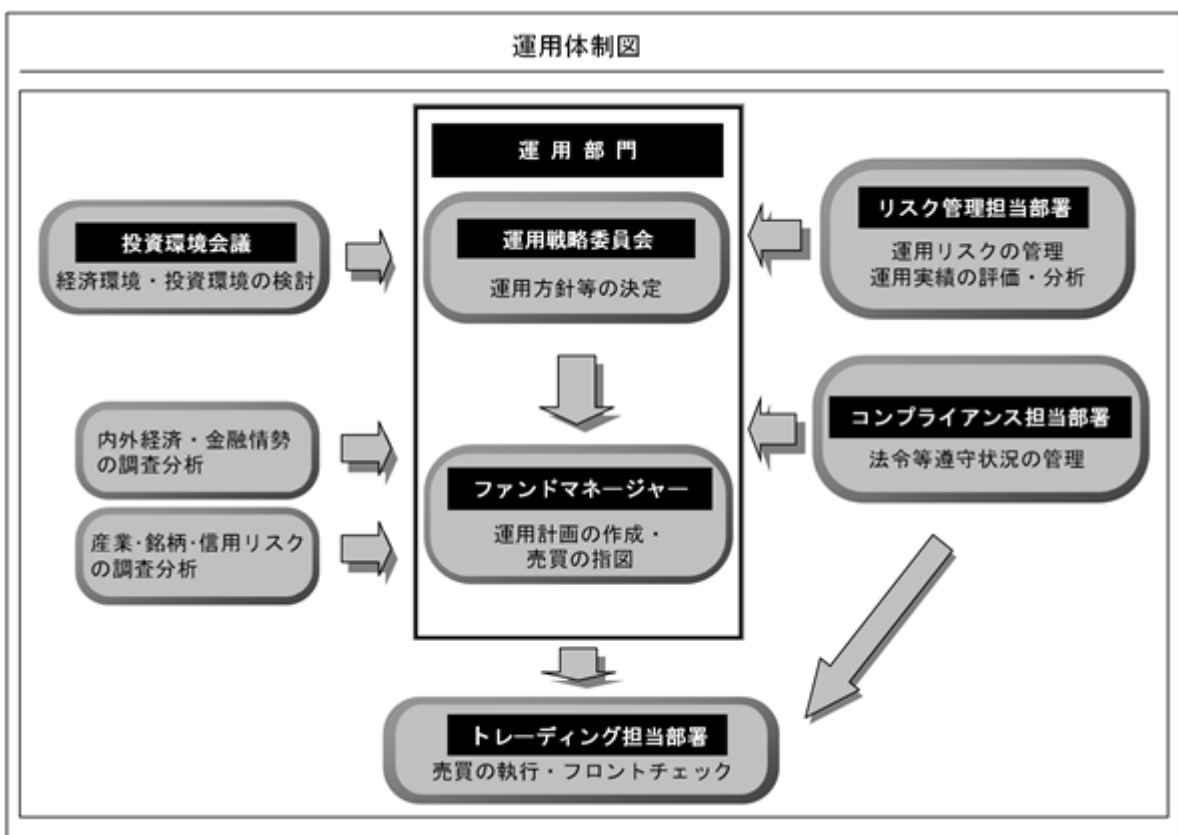
d . 直物為替先渡取引

(3) 【運用体制】

ファンドの運用に関する主な会議および組織は次の通りです。（平成29年6月末現在）

| 会議 | 役割・機能 |
|---------|---|
| 投資環境会議 | 投資環境会議を開催し、経済環境等の長期的な構造変化や中長期的な投資環境について検討を行います。 |
| 運用戦略委員会 | 運用戦略委員会を開催し、運用方針等の決定を行います。 |

| 組織 | 役割・機能 |
|------------------|---|
| 運用部門（ファンドマネージャー） | ファンドマネージャーは運用戦略委員会にて運用方針が承認された後、運用計画を作成します。この計画に基づいて売買の指図を行い、ポートフォリオを構築します。なお、随時投資環境、投資対象ならびに資産状況について分析および検討し、ポートフォリオの見直しを行います。 |



参考

- ・ファンドの運用は、運用部門のファンドマネージャー3名程度で行います。
- ・マザーファンドの運用は、運用部門のファンドマネージャー5名程度で行います。
- ・トレーディング担当部署においては30名程度、リスク管理およびコンプライアンスの各担当部署においては総勢40～50名程度で上記業務に当たります。

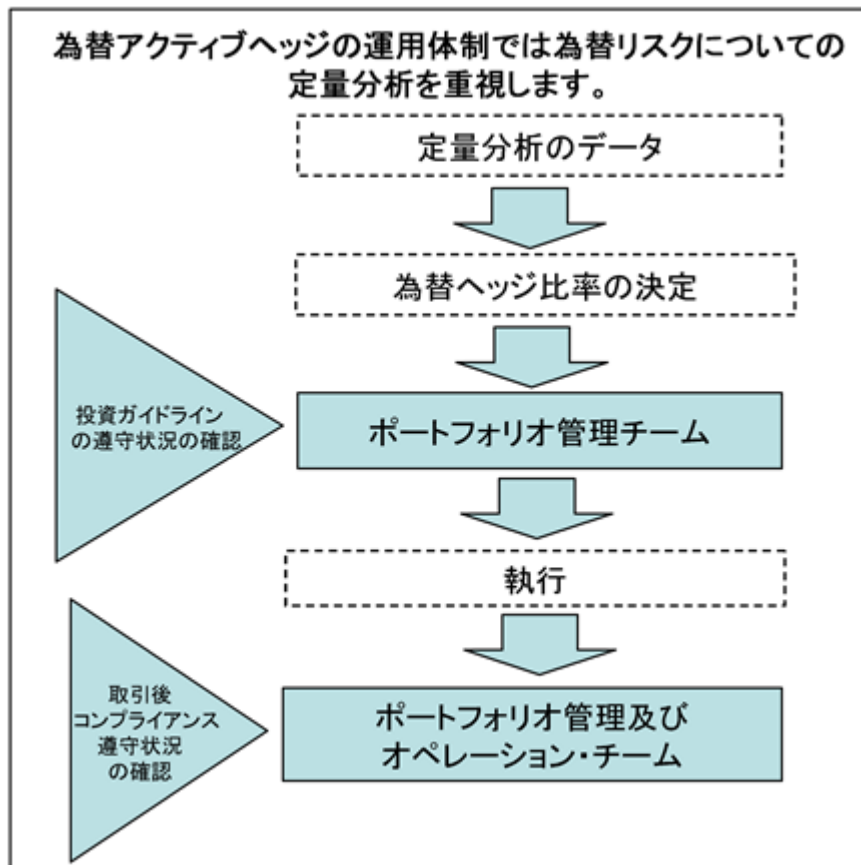
運用体制（為替ヘッジを除きます。）に関する社内規則等は次の通りです。

委託会社は、「組織規則」において、運用方針等を決定する機関として運用戦略委員会をおこななどの運用体制を定めています。ファンドマネージャー（運用担当者）の適正な行動基準の確立のために服務規程を定めています。

為替ヘッジに関する体制は次の通りです。（平成29年6月末現在）

委託会社は、為替ヘッジの指図に関する権限をシティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッドに委託します。

シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッドの運用体制
ファンドの為替アクティブヘッジは、為替リスクについての定量分析を重視する運用体制で行います。



関係法人に関する管理体制は次の通りです。

委託会社は、投資顧問会社の業務執行状況等に基づき、定期的に適正性を確認します。

また、受託会社については、年1回、内部統制の整備および運用状況に関する報告書を入手し、その内容の確認を行っています。

さらに、委託会社は、三菱UFJ信託銀行からの投資環境および全資産に関する助言を活用して、質の高い運用サービスの提供に努めています。

（注）組織変更等により前記の名称、人数または内容等は変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

収益分配方針

毎月26日（休業日の場合は翌営業日とします。）に決算を行い、原則として以下の方針により分配を行います。ただし、第1期の決算日は平成25年10月28日とします。

- a. 分配対象収益額の範囲
経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
なお、前期から繰越された分配準備積立金および収益調整金中のその他調整金は、全額分配に使用することができます。
- b. 分配対象収益についての分配方針
委託会社が基準価額水準、市況動向および残存信託期間等を勘案して、分配金額を決定します。（ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないこともあります。）
- c. 留保益の運用方針
留保益については、特に制限を設けず、運用の基本方針に則した運用を行います。

収益分配金の交付

- a. 「分配金受取コース」
収益分配金は、税金を差引いた後、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。
- b. 「自動けいぞく投資コース」
収益分配金は、税金を差引いた後、「自動けいぞく投資契約^{*}」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。
^{*} 販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

収益の分配方式

- a. 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
- (a) 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬（当該諸経費、信託報酬は、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）相当額を含みます。）を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
- (b) 売買損益に評価損益を加減した利益金額（「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬（当該諸経費、信託報酬は、消費税等相当額を含みます。）を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。
- b. 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(5) 【投資制限】

信託約款に定める投資制限

マザーファンド受益証券への投資

マザーファンド受益証券への投資割合は、制限を設けません。

社債への投資制限

社債への実質投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の40%以内とします。

株式への投資制限

株式への実質投資割合は、転換社債の転換請求および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得したものに限り、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

外貨建資産への投資

外貨建資産への実質投資割合は、制限を設けません。

投資する株式の範囲

委託会社が投資することを指図する株式は、金融商品取引所に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

同一銘柄の株式への投資制限

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。なお、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

信用取引の指図範囲

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- b. 信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 - (a) 信託財産に属する株券
 - (b) 株式分割により取得する株券
 - (c) 信託財産に属する転換社債の転換請求および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得可能な株券

先物取引等の運用指図・目的・範囲

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、および価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。（以下同じ。）
 - (a) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 - (b) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権ならびに組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに金融商品で運用している額の範囲内とします。
 - (c) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が、取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

- b. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、および為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。なお、これらの各取引の利用はヘッジ目的に限定しません。
- c. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、および価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
- (a) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
- (b) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに金融商品で運用している額（以下（b）において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建て、信託財産の外貨建て資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建て資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建て組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建て組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建て資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建て組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
- (c) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が、取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

スワップ取引の運用指図・目的・範囲

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則としてファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下c.において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、前記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。また、信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

- d. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- e. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図・目的・範囲

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- b. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則としてファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で、全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額と、マザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下c.において同じ。）が、信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額と、マザーファンドの信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額」といいます。以下c.において同じ。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が、ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- d. c.においてマザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るヘッジ対象金利商品の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- e. 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額と、マザーファンドの信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下e.において同じ。）が、信託財産に係るヘッジ対象とする外貨建資産（以下「ヘッジ対象外貨建資産」といいます。以下e.において同じ。）の時価総額と、マザーファンドの信託財産に係るヘッジ対象外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「ヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額」といいます。以下e.において同じ。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、ヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が、ヘッジ対象外貨建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

- f. e. においてマザーファンドの信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産に係るヘッジ対象外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るヘッジ対象外貨建資産の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- g. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- h. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

デリバティブ取引等に係る投資制限

委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に規定する合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる取引等の指図をしません。

同一銘柄の転換社債等への投資制限

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。なお、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

有価証券の貸付の指図および範囲

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の範囲内で貸付の指図をすることができます。
- b. 限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

公社債の空売りの指図範囲

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- b. 売付の指図は、当該売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、b. の売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

公社債の借入れ

- a．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- b．当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c．信託財産の一部解約等の事由により、b．の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- d．借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約される場合があります。

外国為替予約取引の運用指図・目的・範囲

- a．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、および為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。なお、外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定しません。
- b．予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- c．限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

直物為替先渡取引の運用指図・目的・範囲

- a．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。なお、直物為替先渡取引の利用はヘッジ目的に限定しません。
- b．直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則としてファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c．直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- d．委託会社は、直物為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

資金の借入れ

- a．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用および運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- c. 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日から翌営業日までの間とし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- d. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

信用リスクの分散規制

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

法令等による投資制限

同一の法人の発行する株式(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。)の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図してはならないものとされています。

デリバティブ取引(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号)

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。)を行い、または継続することを受託会社に指図してはならないものとされています。

信用リスク集中回避(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号の2)

委託会社は、信託財産に関し、信用リスク(保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。)を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを受託会社に指図してはならないものとされています。

参考 マザーファンド約款の「運用の基本方針」を以下に記載いたします。

- 運用の基本方針 -

約款第15条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次の通りとします。

1. 基本方針

この投資信託は、安定したインカムゲインの確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

トルコ共和国の公社債（発行体の所在地はトルコ共和国に限ります。）を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

トルコ共和国の公社債（発行体の所在地はトルコ共和国に限ります。）を主要投資対象とし、安定したインカムゲインの確保と信託財産の成長を目指します。トルコ・リラ建以外の公社債に投資した場合には、原則として、実質的にトルコ・リラ建となるように為替取引を行います。

投資する社債は、原則として取得時において格付けを有するものとします。ただし、取得時においてCCC格相当以下の格付けを有しているものには原則として投資を行いません。

公社債の組入比率は、原則として高位を保ちます。

原則として、外貨建資産について、対円での為替ヘッジは行いません。

重大な投資環境の変化が生じた場合には、信託財産の保全の観点から、委託者の判断により主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合があります。

投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。）の発生を含む市況動向や資金動向等の事情によっては、前記のような運用ができない場合があります。

3. 投資制限

(1) 社債への投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の40%以内とします。

(2) 株式への投資割合は、転換社債の転換請求および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得したものに限り、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

(3) 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

(4) 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

(5) 有価証券先物取引等は、約款第19条の範囲で行います。

(6) スワップ取引は、約款第20条の範囲で行います。

(7) 直物為替先渡取引は、約款第28条の範囲で行います。

(8) 外貨建資産への投資割合は、制限を設けません。

(9) 一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に規定する合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

以上

3【投資リスク】

(1) ファンドおよびマザーファンドのリスク

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドおよびマザーファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

（主なリスクであり、以下に限定されるものではありません。）

為替変動リスク

実質的にトルコ・リラ建資産（米ドル建等の資産については、原則として、実質的にトルコ・リラ建となるように為替取引を行います。）に投資し、当該資産に対して0%～100%の範囲で、適時、対円での為替ヘッジを行います。

為替ヘッジにより為替変動リスクの低減をはかりますが、常に100%の比率で為替ヘッジを行うわけではないため、為替変動の影響を受けることとなり、トルコ・リラが円に対して強く（円安に）なれば基準価額の上昇要因となり、弱く（円高に）なれば基準価額の下落要因となります。為替変動リスクは、為替ヘッジの範囲が小さいほど大きくなります。また、円金利がトルコ・リラの金利より低い場合、円とトルコ・リラとの金利差相当分のヘッジコストがかかることにご留意ください。ただし、為替市場の状況によっては、金利差相当分以上のヘッジコストとなる場合があります。

なお、必ずしも円高/トルコ・リラ安局面で為替ヘッジを行うことや、円安/トルコ・リラ高局面で為替ヘッジを行わないことを保証するものではありません。

金利変動リスク

投資している債券の発行通貨の金利水準が上昇（低下）した場合には、一般的に債券価格は下落（上昇）し、基準価額の変動要因となります。また、組入債券の残存期間や利率等も価格変動に影響を与えます。例えば、金利水準の低下を見込んで残存期間が長い債券の組入比率を大きくしている場合等には、金利変動に対する債券価格の感応度が高くなり、ファンドの基準価額の変動は大きくなります。

信用リスク（デフォルト・リスク）

発行体の債務返済能力等の変化等による格付け（信用度）の変更や変更の可能性等により債券価格が大きく変動し、ファンドの基準価額も大きく変動する場合があります。また、投資している有価証券等の発行会社の倒産、財務状況または信用状況の悪化等の影響により、ファンドの基準価額は下落し、損失を被ることがあります。一般的に、新興国の債券は、先進国の債券と比較して、デフォルト（債務不履行および支払遅延）が生じるリスクが高いと考えられます。デフォルトが生じた場合または予想される場合には、債券価格は大きく下落する可能性があります。なお、このような場合には、流動性が大幅に低下し、機動的な売買が行えないことがあります。

流動性リスク

有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、あるいは売り供給がなく購入不可能等となるリスクのことをいいます。例えば、市況動向や有価証券等の流通量等の状況、あるいはファンドの解約金額の規模によっては、組入有価証券等を市場実勢より低い価格で売却しなければならないケースが考えられ、この場合にはファンドの基準価額の下落要因となります。一般的に、新興国の債券は、先進国の債券と比較して市場規模や証券取引量が小さく、投資環境によっては機動的な売買が行えないことがあります。社債は、国債と比較して市場規模が小さく流動性が低い傾向にあるため、投資環境によっては機動的な売買が行えないことがあります。

カントリー・リスク

債券の発行国の政治や経済、社会情勢等の変化（カントリー・リスク）により金融・証券市場が混乱して、債券価格が大きく変動する可能性があります。

新興国のカントリー・リスクとしては主に以下の点が挙げられます。

- a．先進国と比較して経済が一般的に脆弱であると考えられ、経済成長率やインフレ率等の経済状況が著しく変化する可能性があります。
- b．政治不安や社会不安、他国との外交関係の悪化により海外からの投資に対する規制導入等の可能性があります。
- c．海外との資金移動に関する規制導入等の可能性があります。
- d．先進国とは情報開示に係る制度や慣習等が異なる場合があります。

この結果、新興国債券への投資が著しく悪影響を受ける可能性があります。

ファミリーファンド方式による基準価額変動リスク

同じマザーファンドに投資する他のファンドの資金動向による影響を受け、ファンドの基準価額が変動することがあります。

カウンターパーティー・リスク（取引相手先の決済不履行リスク）

証券取引、為替取引、直物為替先渡取引等の相対取引においては、取引相手先の決済不履行リスクが伴います。

その他の主な留意点

- a．ファンドでは、外国為替予約取引と類似する直物為替先渡取引（NDF）を利用する場合があります。直物為替先渡取引（NDF）の取引価格は、外国為替予約取引とは異なり、需給や当該通貨に対する期待等により、金利差から理論上期待される水準とは大きく異なる場合があります。この結果、基準価額の値動きは、実際の当該通貨の為替市場の値動きから想定されるものと大きく乖離する場合があります。
- b．委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。）による市場の閉鎖または流動性の極端な低下および資金の受渡しに関する障害等）が発生したとき等には、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得の申込みの受付を取消すことならびに換金請求の受付を中止することおよびすでに受付けた換金請求の受付を取消すことがあります。
- c．受益権の総口数が当初設定に係る受益権総口数の10分の1または10億口を下ることとなった場合等には、信託期間中であっても償還されることがあります。
- d．法令、税制および会計制度等は、今後変更される可能性があります。
- e．ファンドの信託財産の資金管理を円滑に行うため、原則として1日1件5億円を超える換金は行えないものとします。また、市況動向等により、これ以外にも大口の換金請求に制限を設ける場合があります。

(2) 投資リスクに対する管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部門から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っています。また、定期的開催されるリスク管理に関する会議体等において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を審議しています。この内容は運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

なお、シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッドで投資リスクに対する管理体制を構築していますが、委託会社においてもシティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッドの投資リスクに対する管理体制や管理状況等をモニタリングしています。

具体的な、投資リスクに対するリスク管理体制は以下の通りです。

シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッドにおけるリスク管理体制

シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッドは、為替アクティブヘッジに基づき為替ヘッジの目的で構築されるポジションについて、日次で管理します。シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッドが実施するポジションの管理は、投資ガイドラインを遵守し、定められた手順に従って運営されます。取引前の分析・監視は、ポートフォリオ管理チームが実施し、全ての取引が投資ガイドラインを遵守しているかを確認します。また、取引後にはポートフォリオ管理チームおよびオペレーション・チームによる監視を日次で行います。

委託会社におけるリスク管理体制

委託会社では、多面的にファンドの投資リスク管理を行っています。

a．運用部門

為替ヘッジに関するガイドラインの遵守状況のチェックを行います。

b．トレーディング担当部署

株式、公社債等の売買執行および発注に伴うフロントチェックを行います。

c．コンプライアンス担当部署

法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行います。

d．リスク管理担当部署

運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行い、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行っています。

e．内部監査担当部署

委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

* 組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

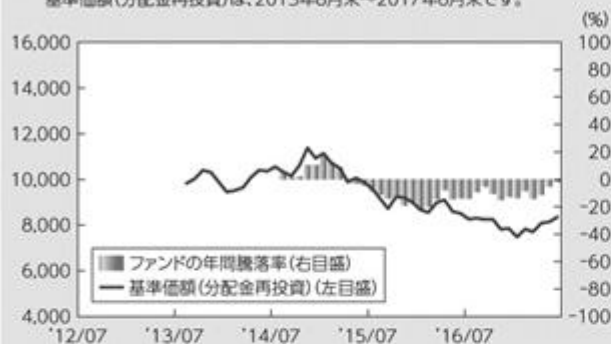
■ 代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

トルコ債券オープン(毎月決算型)為替アクティブヘッジ

● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移

ファンドの年間騰落率は、2014年8月～2017年6月です。
基準価額(分配金再投資)は、2013年8月末～2017年6月末です。



● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2012年7月末～2017年6月末)
ファンドの年間騰落率は、2014年8月～2017年6月です。



(注)全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

代表的な資産クラスの指数について

| 資産クラス | 指数名 | 注記等 |
|-------|-------------------------------|--|
| 日本株 | TOPIX(配当込み) | TOPIX(配当込み)とは、東京証券取引所第一部に上場する内国普通株式全銘柄を対象として算出した指数(TOPIX)に、現金配当による権利落ちの修正を加えた株価指数です。TOPIX(配当込み)に関する知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。東京証券取引所は、TOPIX(配当込み)の算出もしくは公表の方法の変更、TOPIX(配当込み)の算出もしくは公表の停止またはTOPIX(配当込み)の商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。 |
| 先進国株 | MSCIコクサイ・インデックス(配当込み) | MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。 |
| 新興国株 | MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み) | MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。 |
| 日本国債 | NOMURA-BPI(国債) | NOMURA-BPIとは、野村證券株式会社が発表しているわが国の代表的な債券パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(国債)はそのサブインデックスです。わが国の国債で構成されており、ポートフォリオの投資収益率・利回り・クーポン・デュレーション等の各指標が日々公表されます。NOMURA-BPI(国債)は野村證券株式会社の知的財産であり、運用成果等に関し、野村證券株式会社は一切関係ありません。 |
| 先進国債 | シティ世界国債インデックス(除く日本) | シティ世界国債インデックス(除く日本)は、Citigroup Index LLCにより開発、算出および公表されている、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。 |
| 新興国債 | JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド | JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。 |

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

| 支払先 | 申込手数料 | 対価として提供する役務の内容 |
|------|---|---------------------------------|
| 販売会社 | 取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額に対して、上限3.24%（税込）（上限3.00%（税抜）） （販売会社が定めます） | ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等 |

上記は、販売会社により異なります。くわしくは販売会社にお問い合わせください。

スイッチングを行う場合の申込手数料は、販売会社に確認してください。

「自動けいぞく投資コース」に係る収益分配金の再投資による取得申込みについては、無手数料とします。

(2)【換金（解約）手数料】

かかりません。

(3)【信託報酬等】

- a. 信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年1.5012%（税抜1.3900%）の率を乗じて得た額とします。信託報酬は消費税等相当額を含みます。

1万口当たりの信託報酬：

保有期間中の平均基準価額 × 信託報酬率 × (保有日数 / 365)

上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

- b. 信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

信託報酬の平成29年6月末現在の各支払先への配分（税抜）は、以下の通りです。

| 支払先 | 配分（税抜） | 対価として提供する役務の内容 |
|------|---------|---|
| 委託会社 | 0.6500% | ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等 |
| 販売会社 | 0.7000% | 交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等 |
| 受託会社 | 0.0400% | ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等 |

上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

なお、委託会社の信託報酬には、投資顧問会社への投資顧問報酬が含まれます。

当該投資顧問報酬は、委託会社が受ける信託報酬から、原則として毎年6月および12月の計算期間終了後、ならびに契約終了のとき支弁するものとし、その投資顧問報酬額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、ファンドの信託財産の純資産総額に年0.20%の率を乗じて得た額とします。

(4)【その他の手数料等】

信託事務の諸費用

- a. 信託財産に関する租税、監査費用（消費税等相当額を含みます。）等の信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- b. 信託財産に係る監査費用（消費税等相当額を含みます。）は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

売買・保管等に要する費用

信託財産の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等(消費税等相当額を含みます。)、先物取引・オプション取引等に要する費用および外貨建資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担するものとします。

資金の借入れ

一部解約金の支払資金等に不足額が生じて資金借入れの指図をする場合は、借入金の利息は信託財産中より支弁します。

その他

マザーファンドに係る売買・保管等に要する費用につきましても、マザーファンドにおける信託財産が負担するものとします。

- * 売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

(注)手数料等については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用(手数料等)の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

(5) 【課税上の取扱い】

ファンドの課税上の取扱いは、株式投資信託となります。

- * 以下の内容は、平成29年6月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- * 買取制度につきましては、販売会社に確認してください。
- * 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認されることをお勧めします。

個人の受益者に対する課税

| 期間 | 対象 | 課税対象 | 所得の種類 | 税率等 |
|--------------------------------------|--------------|-------|-------|--|
| 平成26年 1月1日から 平成49年 12月31日まで | 収益分配金 | 普通分配金 | 配当所得 | 源泉徴収(申告不要) 20.315% ^{*1} (所得税15.315% ^{*1} 地方税5.000%) |
| | 一部解約金 償還金 | 譲渡益 | 譲渡所得 | 申告分離課税 ^{*2} 20.315% ^{*1} (所得税15.315% ^{*1} 地方税5.000%) |

*1 所得税の税率には、復興特別所得税が含まれています。

*2 原則として確定申告が必要ですが、特定口座(源泉徴収あり)をご利用の場合は、源泉徴収され、申告不要制度が適用されます。

- 1 収益分配金に対する課税は、確定申告を行うことにより総合課税または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。
- 2 配当控除の適用はありません。
- 3 公募株式投資信託は税法上、「NISA(少額投資非課税制度)およびジュニアNISA(未成年者少額投資非課税制度)」の適用対象です。NISAおよびジュニアNISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。くわしくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者に対する課税

| | 所得税法上の対象額 | 税率等 |
|-------|--------------|---|
| 収益分配金 | 普通分配金額 | 平成26年1月1日から平成49年12月31日までは 源泉徴収15.315% [*] （所得税） |
| 一部解約金 | 解約価額の個別元本超過額 | |
| 償還金 | 償還価額の個別元本超過額 | |

* 所得税の税率には、復興特別所得税が含まれています。

税額控除制度が適用されます。なお、法人税の益金不算入制度は適用されません。
その他くわしくは販売会社にお問い合わせください。

個別元本について

- a. 受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（消費税等相当額を含みます。）は含まれていません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- b. 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- c. 受益者が同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合については、販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該支店等毎に個別元本の算出が行われる場合があります。
- d. 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際は、

- a. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
- b. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

平成29年6月30日現在
(単位：円)

| 資産の種類 | 国/地域名 | 時価合計 | 投資比率(%) |
|--------------------------|-------|------------|---------|
| 親投資信託受益証券 | 日本 | 26,512,490 | 94.97 |
| コール・ローン、その他資産 (負債控除後) | | 1,404,130 | 5.03 |
| 純資産総額 | | 27,916,620 | 100.00 |

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位30銘柄

平成29年6月30日現在

| 国/ 地域 | 銘柄 | 種類 | 業種 | 口数 | 上段：帳簿価額 下段：評価額 | | 利率(%) 償還期限 (年/月/日) | 投資 比率 (%) |
|----------|-----------------------|---------------|----|------------|-------------------|--------------------------|--------------------------|-----------------|
| | | | | | 単価(円) | 金額(円) | | |
| 日本 | トルコ債券オープン マザー ファンド | 親投資信託受 益証券 | | 31,323,831 | 0.8493 0.8464 | 26,603,330 26,512,490 | | 94.97 |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類/業種別投資比率

平成29年6月30日現在

| 種類/業種別 | 投資比率(%) |
|-----------|---------|
| 親投資信託受益証券 | 94.97 |
| 合計 | 94.97 |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（ 3 ） 【運用実績】

【純資産の推移】

下記計算期間末日および平成29年6月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

| | 純資産総額 | 基準価額 (1万口当たりの純資産価額) |
|----------------------------|--------------------------------------|------------------------------|
| 第1計算期間末日 (平成25年10月28日) | 42,638,285 (分配付) 42,433,277 (分配落) | 10,399 (分配付) 10,349 (分配落) |
| 第2計算期間末日 (平成25年11月26日) | 47,041,968 (分配付) 46,813,214 (分配落) | 10,282 (分配付) 10,232 (分配落) |
| 第3計算期間末日 (平成25年12月26日) | 45,814,814 (分配付) 45,585,279 (分配落) | 9,980 (分配付) 9,930 (分配落) |
| 第4計算期間末日 (平成26年 1月27日) | 41,643,309 (分配付) 41,413,348 (分配落) | 9,054 (分配付) 9,004 (分配落) |
| 第5計算期間末日 (平成26年 2月26日) | 43,121,464 (分配付) 42,891,306 (分配落) | 9,368 (分配付) 9,318 (分配落) |
| 第6計算期間末日 (平成26年 3月26日) | 42,242,263 (分配付) 42,010,823 (分配落) | 9,126 (分配付) 9,076 (分配落) |
| 第7計算期間末日 (平成26年 4月28日) | 42,111,375 (分配付) 41,893,519 (分配落) | 9,665 (分配付) 9,615 (分配落) |
| 第8計算期間末日 (平成26年 5月26日) | 48,658,135 (分配付) 48,415,770 (分配落) | 10,038 (分配付) 9,988 (分配落) |
| 第9計算期間末日 (平成26年 6月26日) | 55,569,976 (分配付) 55,290,923 (分配落) | 9,957 (分配付) 9,907 (分配落) |
| 第10計算期間末日 (平成26年 7月28日) | 56,597,113 (分配付) 56,317,413 (分配落) | 10,117 (分配付) 10,067 (分配落) |
| 第11計算期間末日 (平成26年 8月26日) | 55,523,412 (分配付) 55,237,390 (分配落) | 9,706 (分配付) 9,656 (分配落) |
| 第12計算期間末日 (平成26年 9月26日) | 55,522,768 (分配付) 55,236,378 (分配落) | 9,694 (分配付) 9,644 (分配落) |
| 第13計算期間末日 (平成26年10月27日) | 56,422,148 (分配付) 56,135,291 (分配落) | 9,835 (分配付) 9,785 (分配落) |
| 第14計算期間末日 (平成26年11月26日) | 62,443,931 (分配付) 62,145,890 (分配落) | 10,476 (分配付) 10,426 (分配落) |
| 第15計算期間末日 (平成26年12月26日) | 63,575,870 (分配付) 63,263,190 (分配落) | 10,166 (分配付) 10,116 (分配落) |
| 第16計算期間末日 (平成27年 1月26日) | 63,915,063 (分配付) 63,606,183 (分配落) | 10,346 (分配付) 10,296 (分配落) |
| 第17計算期間末日 (平成27年 2月26日) | 61,844,421 (分配付) 61,532,270 (分配落) | 9,906 (分配付) 9,856 (分配落) |
| 第18計算期間末日 (平成27年 3月26日) | 59,051,038 (分配付) 58,745,904 (分配落) | 9,676 (分配付) 9,626 (分配落) |
| 第19計算期間末日 (平成27年 4月27日) | 45,599,381 (分配付) 45,343,553 (分配落) | 8,912 (分配付) 8,862 (分配落) |
| 第20計算期間末日 (平成27年 5月26日) | 42,450,129 (分配付) 42,218,509 (分配落) | 9,164 (分配付) 9,114 (分配落) |
| 第21計算期間末日 (平成27年 6月26日) | 43,981,965 (分配付) 43,740,180 (分配落) | 9,095 (分配付) 9,045 (分配落) |
| 第22計算期間末日 (平成27年 7月27日) | 42,179,891 (分配付) 41,938,486 (分配落) | 8,736 (分配付) 8,686 (分配落) |
| 第23計算期間末日 (平成27年 8月26日) | 39,761,373 (分配付) 39,516,725 (分配落) | 8,126 (分配付) 8,076 (分配落) |
| 第24計算期間末日 (平成27年 9月28日) | 36,034,076 (分配付) 35,803,420 (分配落) | 7,811 (分配付) 7,761 (分配落) |
| 第25計算期間末日 (平成27年10月26日) | 37,976,394 (分配付) 37,746,065 (分配落) | 8,244 (分配付) 8,194 (分配落) |

| | | |
|----------------------------|--------------------------------------|----------------------------|
| 第26計算期間末日 (平成27年11月26日) | 37,774,220 (分配付) 37,543,644 (分配落) | 8,191 (分配付) 8,141 (分配落) |
| 第27計算期間末日 (平成27年12月28日) | 35,991,274 (分配付) 35,760,261 (分配落) | 7,790 (分配付) 7,740 (分配落) |
| 第28計算期間末日 (平成28年 1月26日) | 33,981,967 (分配付) 33,750,812 (分配落) | 7,350 (分配付) 7,300 (分配落) |
| 第29計算期間末日 (平成28年 2月26日) | 34,091,685 (分配付) 33,860,163 (分配落) | 7,363 (分配付) 7,313 (分配落) |
| 第30計算期間末日 (平成28年 3月28日) | 34,405,568 (分配付) 34,178,772 (分配落) | 7,585 (分配付) 7,535 (分配落) |
| 第31計算期間末日 (平成28年 4月26日) | 35,138,266 (分配付) 34,911,052 (分配落) | 7,732 (分配付) 7,682 (分配落) |
| 第32計算期間末日 (平成28年 5月26日) | 32,724,141 (分配付) 32,496,570 (分配落) | 7,190 (分配付) 7,140 (分配落) |
| 第33計算期間末日 (平成28年 6月27日) | 30,049,651 (分配付) 29,832,308 (分配落) | 6,913 (分配付) 6,863 (分配落) |
| 第34計算期間末日 (平成28年 7月26日) | 29,621,760 (分配付) 29,404,103 (分配落) | 6,805 (分配付) 6,755 (分配落) |
| 第35計算期間末日 (平成28年 8月26日) | 28,981,672 (分配付) 28,768,304 (分配落) | 6,791 (分配付) 6,741 (分配落) |
| 第36計算期間末日 (平成28年 9月26日) | 28,917,051 (分配付) 28,703,556 (分配落) | 6,772 (分配付) 6,722 (分配落) |
| 第37計算期間末日 (平成28年10月26日) | 28,548,652 (分配付) 28,334,903 (分配落) | 6,678 (分配付) 6,628 (分配落) |
| 第38計算期間末日 (平成28年11月28日) | 26,630,515 (分配付) 26,416,804 (分配落) | 6,230 (分配付) 6,180 (分配落) |
| 第39計算期間末日 (平成28年12月26日) | 27,164,707 (分配付) 26,950,280 (分配落) | 6,334 (分配付) 6,284 (分配落) |
| 第40計算期間末日 (平成29年 1月26日) | 25,529,771 (分配付) 25,398,439 (分配落) | 5,832 (分配付) 5,802 (分配落) |
| 第41計算期間末日 (平成29年 2月27日) | 27,055,643 (分配付) 26,924,090 (分配落) | 6,170 (分配付) 6,140 (分配落) |
| 第42計算期間末日 (平成29年 3月27日) | 26,482,755 (分配付) 26,351,867 (分配落) | 6,070 (分配付) 6,040 (分配落) |
| 第43計算期間末日 (平成29年 4月26日) | 27,841,307 (分配付) 27,707,926 (分配落) | 6,262 (分配付) 6,232 (分配落) |
| 第44計算期間末日 (平成29年 5月26日) | 27,309,018 (分配付) 27,179,736 (分配落) | 6,337 (分配付) 6,307 (分配落) |
| 第45計算期間末日 (平成29年 6月26日) | 28,012,269 (分配付) 27,882,646 (分配落) | 6,483 (分配付) 6,453 (分配落) |
| 平成28年 6月末日 | 30,752,080 | 7,066 |
| 7月末日 | 29,718,183 | 6,809 |
| 8月末日 | 29,007,404 | 6,788 |
| 9月末日 | 28,635,096 | 6,697 |
| 10月末日 | 28,461,885 | 6,648 |
| 11月末日 | 26,740,404 | 6,247 |
| 12月末日 | 26,736,395 | 6,225 |
| 平成29年 1月末日 | 25,883,467 | 5,905 |
| 2月末日 | 26,967,152 | 6,144 |
| 3月末日 | 27,046,389 | 6,020 |
| 4月末日 | 27,469,954 | 6,286 |
| 5月末日 | 27,171,643 | 6,299 |
| 6月末日 | 27,916,620 | 6,430 |

【分配の推移】

| | 1万口当たりの分配金 |
|---------|------------|
| 第1計算期間 | 50円 |
| 第2計算期間 | 50円 |
| 第3計算期間 | 50円 |
| 第4計算期間 | 50円 |
| 第5計算期間 | 50円 |
| 第6計算期間 | 50円 |
| 第7計算期間 | 50円 |
| 第8計算期間 | 50円 |
| 第9計算期間 | 50円 |
| 第10計算期間 | 50円 |
| 第11計算期間 | 50円 |
| 第12計算期間 | 50円 |
| 第13計算期間 | 50円 |
| 第14計算期間 | 50円 |
| 第15計算期間 | 50円 |
| 第16計算期間 | 50円 |
| 第17計算期間 | 50円 |
| 第18計算期間 | 50円 |
| 第19計算期間 | 50円 |
| 第20計算期間 | 50円 |
| 第21計算期間 | 50円 |
| 第22計算期間 | 50円 |
| 第23計算期間 | 50円 |
| 第24計算期間 | 50円 |
| 第25計算期間 | 50円 |
| 第26計算期間 | 50円 |
| 第27計算期間 | 50円 |
| 第28計算期間 | 50円 |
| 第29計算期間 | 50円 |
| 第30計算期間 | 50円 |
| 第31計算期間 | 50円 |
| 第32計算期間 | 50円 |
| 第33計算期間 | 50円 |
| 第34計算期間 | 50円 |
| 第35計算期間 | 50円 |
| 第36計算期間 | 50円 |
| 第37計算期間 | 50円 |
| 第38計算期間 | 50円 |
| 第39計算期間 | 50円 |
| 第40計算期間 | 30円 |
| 第41計算期間 | 30円 |
| 第42計算期間 | 30円 |
| 第43計算期間 | 30円 |
| 第44計算期間 | 30円 |
| 第45計算期間 | 30円 |

【収益率の推移】

| | 収益率（％） |
|---------|--------|
| 第1計算期間 | 3.99 |
| 第2計算期間 | 0.64 |
| 第3計算期間 | 2.46 |
| 第4計算期間 | 8.82 |
| 第5計算期間 | 4.04 |
| 第6計算期間 | 2.06 |
| 第7計算期間 | 6.48 |
| 第8計算期間 | 4.39 |
| 第9計算期間 | 0.31 |
| 第10計算期間 | 2.11 |
| 第11計算期間 | 3.58 |
| 第12計算期間 | 0.39 |
| 第13計算期間 | 1.98 |
| 第14計算期間 | 7.06 |
| 第15計算期間 | 2.49 |
| 第16計算期間 | 2.27 |
| 第17計算期間 | 3.78 |
| 第18計算期間 | 1.82 |
| 第19計算期間 | 7.41 |
| 第20計算期間 | 3.40 |
| 第21計算期間 | 0.20 |
| 第22計算期間 | 3.41 |
| 第23計算期間 | 6.44 |
| 第24計算期間 | 3.28 |
| 第25計算期間 | 6.22 |
| 第26計算期間 | 0.03 |
| 第27計算期間 | 4.31 |
| 第28計算期間 | 5.03 |
| 第29計算期間 | 0.86 |
| 第30計算期間 | 3.71 |
| 第31計算期間 | 2.61 |
| 第32計算期間 | 6.40 |
| 第33計算期間 | 3.17 |
| 第34計算期間 | 0.84 |
| 第35計算期間 | 0.53 |
| 第36計算期間 | 0.45 |
| 第37計算期間 | 0.65 |
| 第38計算期間 | 6.00 |
| 第39計算期間 | 2.49 |
| 第40計算期間 | 7.19 |
| 第41計算期間 | 6.34 |
| 第42計算期間 | 1.14 |
| 第43計算期間 | 3.67 |
| 第44計算期間 | 1.68 |
| 第45計算期間 | 2.79 |

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

(4) 【設定及び解約の実績】

| | 設定口数 | 解約口数 | 発行済口数 |
|---------|------------|-----------|------------|
| 第1計算期間 | 41,002,585 | 841 | 41,001,744 |
| 第2計算期間 | 4,749,208 | | 45,750,952 |
| 第3計算期間 | 156,098 | | 45,907,050 |
| 第4計算期間 | 85,196 | | 45,992,246 |
| 第5計算期間 | 39,515 | | 46,031,761 |
| 第6計算期間 | 256,435 | | 46,288,196 |
| 第7計算期間 | 191,479 | 2,908,387 | 43,571,288 |
| 第8計算期間 | 4,901,798 | | 48,473,086 |
| 第9計算期間 | 7,337,711 | | 55,810,797 |
| 第10計算期間 | 129,205 | | 55,940,002 |
| 第11計算期間 | 1,315,850 | 51,392 | 57,204,460 |
| 第12計算期間 | 83,467 | 9,890 | 57,278,037 |
| 第13計算期間 | 93,514 | | 57,371,551 |
| 第14計算期間 | 2,240,808 | 4,114 | 59,608,245 |
| 第15計算期間 | 3,088,327 | 160,391 | 62,536,181 |
| 第16計算期間 | 265,100 | 1,025,185 | 61,776,096 |
| 第17計算期間 | 654,181 | | 62,430,277 |
| 第18計算期間 | 1,527,656 | 2,930,957 | 61,026,976 |
| 第19計算期間 | 115,594 | 9,976,929 | 51,165,641 |
| 第20計算期間 | 2,205,359 | 7,046,835 | 46,324,165 |
| 第21計算期間 | 2,435,254 | 402,369 | 48,357,050 |
| 第22計算期間 | 86,048 | 162,013 | 48,281,085 |
| 第23計算期間 | 3,688,802 | 3,040,187 | 48,929,700 |
| 第24計算期間 | 52,581 | 2,850,898 | 46,131,383 |
| 第25計算期間 | 72,942 | 138,419 | 46,065,906 |
| 第26計算期間 | 49,459 | | 46,115,365 |
| 第27計算期間 | 87,359 | | 46,202,724 |
| 第28計算期間 | 57,655 | 29,327 | 46,231,052 |
| 第29計算期間 | 73,406 | | 46,304,458 |
| 第30計算期間 | 324,756 | 1,269,956 | 45,359,258 |
| 第31計算期間 | 83,552 | | 45,442,810 |
| 第32計算期間 | 71,535 | | 45,514,345 |
| 第33計算期間 | 62,177 | 2,107,751 | 43,468,771 |
| 第34計算期間 | 62,786 | | 43,531,557 |
| 第35計算期間 | 121,761 | 979,552 | 42,673,766 |
| 第36計算期間 | 66,329 | 41,042 | 42,699,053 |
| 第37計算期間 | 59,835 | 8,912 | 42,749,976 |
| 第38計算期間 | 61,187 | 68,917 | 42,742,246 |
| 第39計算期間 | 143,321 | | 42,885,567 |
| 第40計算期間 | 891,836 | | 43,777,403 |
| 第41計算期間 | 73,788 | | 43,851,191 |
| 第42計算期間 | 393,721 | 615,458 | 43,629,454 |
| 第43計算期間 | 1,326,315 | 495,159 | 44,460,610 |
| 第44計算期間 | 377,573 | 1,743,902 | 43,094,281 |
| 第45計算期間 | 113,476 | | 43,207,757 |

< 参考 >

「トルコ債券オープン マザーファンド」

(1) 投資状況

平成29年6月30日現在
(単位：円)

| 資産の種類 | 国 / 地域名 | 時価合計 | 投資比率 (%) |
|--------------------------|---------|-------------|----------|
| 国債証券 | トルコ | 603,598,652 | 76.79 |
| | アメリカ | 23,820,921 | 3.03 |
| 社債券 | アメリカ | 44,963,766 | 5.72 |
| | トルコ | 37,284,423 | 4.74 |
| コール・ローン、その他資産 (負債控除後) | | 76,349,962 | 9.72 |
| 純資産総額 | | 786,017,724 | 100.00 |

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位30銘柄

平成29年6月30日現在

| 国/ 地域 | 銘柄 | 種類 | 業種 | 券面総額 | 上段：帳簿価額 | | 利率(%) | 投資 比率 (%) |
|----------|--------------------------|------|----|--------------|-------------|------------|-----------------|-----------------|
| | | | | | 下段：評価額 | | | |
| | | | | | 単価(円) | 金額(円) | 償還期限 (年/月/日) | |
| トルコ | 10.6 TURKEY GOVT 260211 | 国債証券 | | 2,650,000.00 | 3,265.39 | 86,532,967 | 10.600000 | 10.93 |
| | | | | | 3,241.5600 | 85,901,340 | 2026/02/11 | |
| トルコ | 10.4 TURKEY GOVT 240320 | 国債証券 | | 2,590,000.00 | 3,221.69 | 83,441,965 | 10.400000 | 10.55 |
| | | | | | 3,200.2460 | 82,886,371 | 2024/03/20 | |
| トルコ | 8.5 TURKEY GOVT 220914 | 国債証券 | | 1,500,000.00 | 2,950.77 | 44,261,595 | 8.500000 | 5.63 |
| | | | | | 2,947.5950 | 44,213,925 | 2022/09/14 | |
| トルコ | 8.8 TURKEY GOVT 230927 | 国債証券 | | 1,460,000.00 | 2,988.90 | 43,638,071 | 8.800000 | 5.52 |
| | | | | | 2,969.8410 | 43,359,678 | 2023/09/27 | |
| トルコ | 11 TURKEY GOVT 270224 | 国債証券 | | 1,300,000.00 | 3,352.79 | 43,586,270 | 11.000000 | 5.50 |
| | | | | | 3,324.1880 | 43,214,444 | 2027/02/24 | |
| トルコ | 8 TURKEY GOVT 250312 | 国債証券 | | 1,500,000.00 | 2,830.00 | 42,450,135 | 8.000000 | 5.36 |
| | | | | | 2,810.1465 | 42,152,197 | 2025/03/12 | |
| トルコ | 9.4 TURKEY GOVT 200708 | 国債証券 | | 1,300,000.00 | 3,095.37 | 40,239,836 | 9.400000 | 5.12 |
| | | | | | 3,095.3720 | 40,239,836 | 2020/07/08 | |
| トルコ | 10.7 TURKEY GOVT 210217 | 国債証券 | | 1,200,000.00 | 3,208.82 | 38,505,919 | 10.700000 | 4.88 |
| | | | | | 3,197.0680 | 38,364,816 | 2021/02/17 | |
| トルコ | 7.1 TURKEY GOVT 230308 | 国債証券 | | 1,150,000.00 | 2,768.03 | 31,832,437 | 7.100000 | 4.02 |
| | | | | | 2,748.9700 | 31,613,155 | 2023/03/08 | |
| トルコ | 9.5 TURKEY GOVT 220112 | 国債証券 | | 1,000,000.00 | 3,079.48 | 30,794,820 | 9.500000 | 3.90 |
| | | | | | 3,069.1535 | 30,691,535 | 2022/01/12 | |
| トルコ | 9 TURKEY GOVT 240724 | 国債証券 | | 900,000.00 | 2,997.55 | 26,977,978 | 9.000000 | 3.42 |
| | | | | | 2,990.4980 | 26,914,482 | 2024/07/24 | |
| トルコ | 8.3 TURKEY GOVT 180620 | 国債証券 | | 800,000.00 | 3,106.49 | 24,851,960 | 8.300000 | 3.16 |
| | | | | | 3,104.9060 | 24,839,248 | 2018/06/20 | |
| アメリカ | 5.625 TURKEY 210330 | 国債証券 | | 200,000.00 | 11,944.56 | 23,889,129 | 5.625000 | 3.03 |
| | | | | | 11,910.4608 | 23,820,921 | 2021/03/30 | |
| アメリカ | 5.5 TURKIYE VAKIF 211027 | 社債券 | | 200,000.00 | 11,335.81 | 22,671,622 | 5.500000 | 2.87 |
| | | | | | 11,285.5008 | 22,571,001 | 2021/10/27 | |
| アメリカ | 5.625 TURKIYE VAK 220530 | 社債券 | | 200,000.00 | 11,224.67 | 22,449,347 | 5.625000 | 2.85 |
| | | | | | 11,196.3824 | 22,392,764 | 2022/05/30 | |
| トルコ | 10.5 TURKEY GOVT 200115 | 国債証券 | | 700,000.00 | 3,187.53 | 22,312,738 | 10.500000 | 2.83 |
| | | | | | 3,174.1864 | 22,219,304 | 2020/01/15 | |
| トルコ | 7.375 TURKIYE GA 180307 | 社債券 | | 600,000.00 | 3,113.29 | 18,679,775 | 7.375000 | 2.38 |
| | | | | | 3,113.2959 | 18,679,775 | 2018/03/07 | |
| トルコ | 7.5 AKBANK TAS 180205 | 社債券 | | 600,000.00 | 3,101.09 | 18,606,554 | 7.500000 | 2.37 |
| | | | | | 3,100.7746 | 18,604,647 | 2018/02/05 | |
| トルコ | 8.5 TURKEY GOVT 190710 | 国債証券 | | 500,000.00 | 3,060.41 | 15,302,070 | 8.500000 | 1.94 |
| | | | | | 3,055.6470 | 15,278,235 | 2019/07/10 | |
| トルコ | 9.2 TURKEY GOVT 210922 | 国債証券 | | 450,000.00 | 3,052.46 | 13,736,110 | 9.200000 | 1.74 |
| | | | | | 3,044.5240 | 13,700,358 | 2021/09/22 | |
| トルコ | 7.4 TURKEY GOVT 200205 | 国債証券 | | 400,000.00 | 2,961.89 | 11,847,584 | 7.400000 | 1.50 |
| | | | | | 2,953.9510 | 11,815,804 | 2020/02/05 | |
| トルコ | 6.3 TURKEY GOVT 180214 | 国債証券 | | 200,000.00 | 3,100.61 | 6,201,231 | 6.300000 | 0.79 |
| | | | | | 3,096.9610 | 6,193,922 | 2018/02/14 | |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

平成29年6月30日現在

| 種類 / 業種別 | 投資比率 (%) |
|----------|----------|
| 国債証券 | 79.82 |
| 社債券 | 10.46 |
| 合計 | 90.29 |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(参考情報) 運用実績

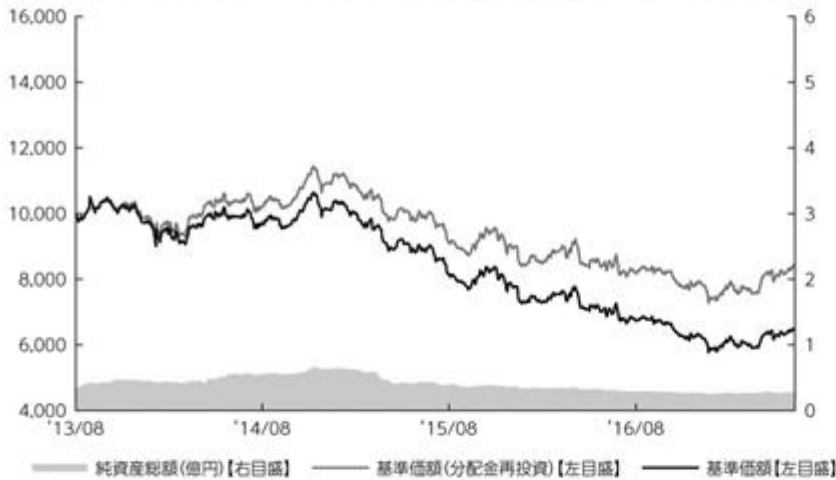


運用実績

2017年6月30日現在

トルコ債券オープン(毎月決算型)為替アクティブヘッジ

■ 基準価額・純資産の推移 2013年8月23日(設定日)～2017年6月30日



- 基準価額、基準価額(分配金再投資)は10,000を起点として表示
- 基準価額、基準価額(分配金再投資)は運用報酬(信託報酬)控除後です。

■ 基準価額・純資産

| | |
|-------|--------|
| 基準価額 | 6,430円 |
| 純資産総額 | 0.2億円 |

■ 分配の推移

| | |
|---------|--------|
| 2017年6月 | 30円 |
| 2017年5月 | 30円 |
| 2017年4月 | 30円 |
| 2017年3月 | 30円 |
| 2017年2月 | 30円 |
| 2017年1月 | 30円 |
| 直近1年間累計 | 480円 |
| 設定来累計 | 2,130円 |

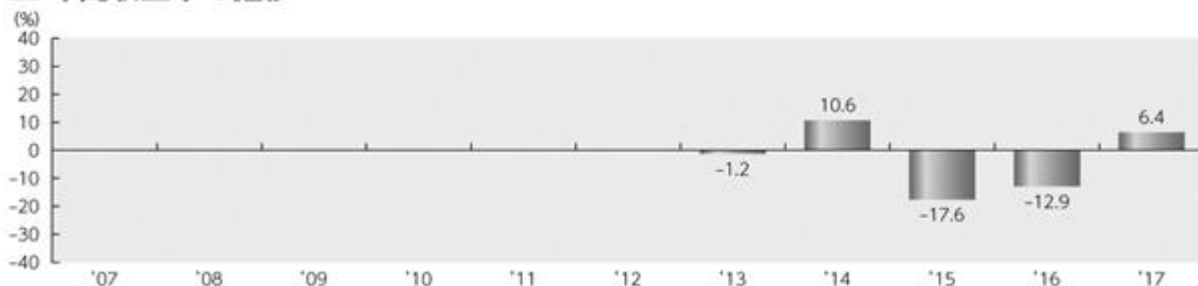
•分配金は1万口当たり、税引前

■ 主要な資産の状況

| 種別構成 | 比率 | 通貨別構成 | 比率 | 組入上位銘柄 | 種別 | 比率 |
|--------------------|--------|--------|--------|---------------------------|----|-------|
| 国債 | 75.8% | トルコリラ | 92.6% | 1 10.6 TURKEY GOVT 260211 | 国債 | 10.4% |
| 社債 | 9.9% | 円 | 7.0% | 2 10.4 TURKEY GOVT 240320 | 国債 | 10.0% |
| | | アメリカドル | 0.4% | 3 8.5 TURKEY GOVT 220914 | 国債 | 5.3% |
| | | | | 4 8.8 TURKEY GOVT 230927 | 国債 | 5.2% |
| | | | | 5 11 TURKEY GOVT 270224 | 国債 | 5.2% |
| | | | | 6 8 TURKEY GOVT 250312 | 国債 | 5.1% |
| | | | | 7 9.4 TURKEY GOVT 200708 | 国債 | 4.9% |
| コールローン他 (負債控除後) | 14.3% | | | 8 10.7 TURKEY GOVT 210217 | 国債 | 4.6% |
| 合計 | 100.0% | 合計 | 100.0% | 9 7.1 TURKEY GOVT 230308 | 国債 | 3.8% |
| | | | | 10 9.5 TURKEY GOVT 220112 | 国債 | 3.7% |

- 各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- コールローン他には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。

■ 年間収益率の推移



- 収益率は基準価額(分配金再投資)で計算
- 2013年は設定日から年末までの、2017年は年初から6月30日までの収益率を表示
- ファンドにベンチマークはありません。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- ・ 取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。
 - ・ 取得の申込みのときに「分配金受取コース」または「自動けいぞく投資コース」のどちらかを選択することとなります。（原則として、コースを途中で変更することはできません。）
販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。
 - ・ 次のいずれかに該当する日（以下「申込不可日」といいます。）には、取得の申込みはできません。（申込不可日は、販売会社または委託会社において確認することができます。）
 - ・ イスタンブールの銀行の休業日（トルコ共和国の砂糖祭 および犠牲祭 の期間を除く）
 - ・ イスタンブール証券取引所の休業日（トルコ共和国の砂糖祭および犠牲祭の期間を除く）
 - ・ ロンドンの銀行の休業日
トルコ共和国における宗教上の休日です。
 - ・ 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。）による市場の閉鎖または流動性の極端な低下および資金の受渡しに関する障害等）が発生したとき等には、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付を取消すことがあります。取得申込みの受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の取得申込みの受付を撤回できます。
 - ・ 以下のファンド間でスイッチング^{*}が可能です。
 - ・ 「トルコ債券オープン（毎月決算型）為替ヘッジなし」
 - ・ 「トルコ債券オープン（毎月決算型）為替アクティブヘッジ」
- ^{*} スイッチングとは、上記のいずれか一方のファンドを解約した受取金額をもって他方のファンドの取得申込みを行うことをいいます。
- スイッチングによる取得申込みについても同様とします。くわしくは、販売会社にご確認ください。
- 販売会社によっては、一部のファンドのみの取扱いとなる場合やスイッチングの取扱いを行わない場合があります。
- 取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(1) 申込単位

販売会社が定める単位（当初元本1口＝1円）

（スイッチングを行う場合の申込単位についても、販売会社が別に定める単位とします。）

ただし、「自動けいぞく投資コース」に係る収益分配金の再投資による取得申込みについては、1口単位とします。

申込単位の照会先は販売会社となります。

(2) 申込手数料

| |
|-----------------------|
| 手数料率：上限3.24%（税抜3.00%） |
|-----------------------|

申込手数料は、消費税等相当額を含みます。

スイッチングを行う場合の申込手数料は、販売会社に確認してください。

「自動けいぞく投資コース」に係る収益分配金の再投資による取得申込みについては、無手数料とします。

申込手数料の照会先は販売会社となります。

(3) 申込代金

取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額に、前記手数料率を乗じて得た申込手数料（消費税等相当額を含みます。）を加えた額

(4) 払込期日

取得申込者は、申込代金を販売会社が指定する期日までに払込むものとします。

2【換金（解約）手続等】

- ・ 換金（解約）の請求は、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。換金請求が行われ、かつ当該換金請求に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。
信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求には制限を設ける場合があります。
- ・ 申込不可日には、換金の請求はできません。（申込不可日は、販売会社または委託会社において確認することができます。）
- ・ 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等の場合をいいます。）による市場の閉鎖または流動性の極端な低下および資金の受渡しに関する障害等）が発生したとき等には、換金請求の受付を中止することおよびすでに受付けた換金請求の受付を取消すことがあります。換金請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金請求を撤回できます。ただし、受益者がその換金請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金請求を受付けたものとします。
- ・ スイッチングによる換金についても同様とします。くわしくは販売会社に確認してください。
なお、スイッチングにより換金をする場合も、解約金の利益に対して税金がかかります。

換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るファンドの一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

なお、換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

- (1) 解約単位
販売会社が定める単位
- (2) 解約価額
解約の受付日の翌営業日の基準価額
- (3) 解約手数料
かかりません。
- (4) 信託財産留保額
ありません。
- (5) 支払日
解約代金は、原則として解約の受付日から起算して6営業日目から、販売会社において、受益者に支払います。
- (6) 大口解約の制限
ファンドの資金管理を円滑に行うため、原則として1日1件5億円を超える解約は行えないものとします。また、市況動向等により、これ以外にも大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の算出方法

基準価額は、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。（ただし、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。）

* 基準価額 = 純資産総額 ÷ 受益権総口数

ファンドの主な投資対象の評価方法

a. マザーファンド受益証券

計算日の基準価額で評価します。

b. 公社債等

以下のいずれかの方法で評価します。

(a) 日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）

(b) 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除きます。）

(c) 価格情報会社の提供する価額

残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法による評価を適用することができます。

c. 外貨建資産

外貨建資産の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値をもとに評価します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額の算出頻度

委託会社の毎営業日において算出されます。

基準価額の照会方法

基準価額の照会先は、販売会社または以下の通りです。

三菱UFJ国際投信株式会社

電話番号：0120-151034（お客様専用フリーダイヤル）

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス：<http://www.am.mufg.jp/>

（2）【保管】

該当事項はありません。

（3）【信託期間】

平成25年8月23日から平成35年7月26日までとします。

なお、委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長することができます。その場合において、あらかじめ、延長しようとする旨を監督官庁に届出ます。

（4）【計算期間】

毎月27日から翌月26日までとします。

ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

第1計算期間は信託契約締結日から平成25年10月28日までとなります。

なお、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間の終了日とします。

（5）【その他】

ファンドの償還条件等

- a. 委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- b. 委託会社は、一部解約により受益権の総口数が当初設定に係る受益権総口数の10分の1または10億口を下ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- c. 委託会社は、a. またはb. の信託の終了について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- d. c. の書面決議において、受益者（委託会社およびファンドの信託財産にファンドの受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下d. において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- e. c. の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。
- f. c. からe. までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であってc. からe. までの手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。

- g. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、この信託契約を解約し信託を終了させます。
- h. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- i. 監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、のb.に規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- j. 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合、または委託会社もしくは受益者が裁判所に受託会社の解任を申立て裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

約款の変更

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、a.からg.までに定める以外の方法によって変更することができないものとしします。
- b. 委託会社は、a.の事項（a.の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、a.の併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- c. b.の書面決議において、受益者（委託会社およびファンドの信託財産にファンドの受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下c.において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. b.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。
- e. 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- f. b.からe.までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは適用しません。
- g. a.からf.までの規定にかかわらず、ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一または複数の他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行うことはできません。

反対受益者の受益権買取請求の不適用

ファンドは、受益者が自己に帰属する受益権につき、一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律に定める反対受益者の受益権買取請求の規定の適用を受けません。

他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

ファンドの受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

- a．他の受益者の氏名または名称および住所
- b．他の受益者が有する受益権の内容

関係法人との契約の更改

- a．委託会社と投資顧問会社との間で締結された「運用指図委託契約」の有効期間は、1年間とします。ただし、相手方に対し90日以上の上記の書面による意思表示の通知がないときは、1年毎に自動延長するものとします。
- b．委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」の契約期間は、契約締結日から1年とします。ただし双方から契約満了日の3ヵ月前までに別段の意思表示のないときは、さらに1年間延長するものとし、その後も同様とします。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.am.mufg.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

信託事務の委託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

運用報告書

委託会社は、6ヵ月毎（毎年6月および12月の決算日を基準とします。）および償還時に、運用経過等を記載した交付運用報告書および運用報告書（全体版）を作成します。

交付運用報告書は、販売会社を経由して知れている受益者に交付します。

運用報告書（全体版）については委託会社のホームページに掲載します。なお、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、当該受益者にこれを交付します。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

(1) 収益分配金に対する受領権

受益者は、収益分配金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

「分配金受取コース」

収益分配金は、税金を差引いた後、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

「自動けいぞく投資コース」

収益分配金は、税金を差引いた後、「自動けいぞく投資契約」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

(2) 償還金に対する受領権

受益者は、償還金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(3) 換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、換金（解約）請求する権利を有します。

くわしくは「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」を参照してください。

(4) 帳簿書類閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2 毎月決算ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- 3 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期（平成28年12月27日から平成29年6月26日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【トルコ債券オープン（毎月決算型）為替アクティブヘッジ】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

| | 前期 [平成28年12月26日現在] | 当期 [平成29年6月26日現在] |
|-----------------|-----------------------|----------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| コール・ローン | 1,403,300 | 1,411,971 |
| 親投資信託受益証券 | 25,553,228 | 26,412,798 |
| 派生商品評価勘定 | 36,688 | - |
| 未収入金 | 588,837 | 222,614 |
| 流動資産合計 | 27,582,053 | 28,047,383 |
| 資産合計 | 27,582,053 | 28,047,383 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払金 | 386,403 | - |
| 未払収益分配金 | 214,427 | 129,623 |
| 未払受託者報酬 | 891 | 1,008 |
| 未払委託者報酬 | 29,967 | 34,011 |
| 未払利息 | 1 | 2 |
| その他未払費用 | 84 | 93 |
| 流動負債合計 | 631,773 | 164,737 |
| 負債合計 | 631,773 | 164,737 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 1 42,885,567 | 1 43,207,757 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ） | 2 15,935,287 | 2 15,325,111 |
| （分配準備積立金） | 672,172 | 777,934 |
| 元本等合計 | 26,950,280 | 27,882,646 |
| 純資産合計 | 26,950,280 | 27,882,646 |
| 負債純資産合計 | 27,582,053 | 28,047,383 |

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

| | 前期 | | 当期 | |
|---|--------------------------------|----------------|--------------------------------|------------------|
| | 自 平成28年 6月28日 至 平成28年12月26日 | | 自 平成28年12月27日 至 平成29年 6月26日 | |
| 営業収益 | | | | |
| 受取利息 | | 2 | | 7 |
| 有価証券売買等損益 | | 903,342 | | 1,031,603 |
| 為替差損益 | | 66,116 | | 737,020 |
| 営業収益合計 | | 969,456 | | 1,768,630 |
| 営業費用 | | | | |
| 支払利息 | | 229 | | 240 |
| 受託者報酬 | | 6,161 | | 5,775 |
| 委託者報酬 | | 1,207,684 | | 1,194,802 |
| その他費用 | | 11,365 | | 543 |
| 営業費用合計 | | 225,439 | | 201,360 |
| 営業利益又は営業損失() | | 1,194,895 | | 1,567,270 |
| 経常利益又は経常損失() | | 1,194,895 | | 1,567,270 |
| 当期純利益又は当期純損失() | | 1,194,895 | | 1,567,270 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額() | | 89 | | 2,965 |
| 期首剰余金又は期首欠損金() | | 13,636,463 | | 15,935,287 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | | 357,424 | | 1,090,778 |
| 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | | 357,424 | | 1,090,778 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | | 175,035 | | 1,258,848 |
| 当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | | 175,035 | | 1,258,848 |
| 分配金 | | 2,128,407 | | 2,786,059 |
| 期末剰余金又は期末欠損金() | | 15,935,287 | | 15,325,111 |

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| | |
|----------------------|---|
| 1 有価証券の評価基準及び評価方法 | 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 |
| 2 デリバティブ等の評価基準及び評価方法 | 為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。 |

(貸借対照表に関する注記)

| | 前期 [平成28年12月26日現在] | 当期 [平成29年6月26日現在] |
|--|-----------------------|----------------------|
| 1 期首元本額 | 43,468,771円 | 42,885,567円 |
| 期中追加設定元本額 | 515,219円 | 3,176,709円 |
| 期中一部解約元本額 | 1,098,423円 | 2,854,519円 |
| 2 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。 | 15,935,287円 | 15,325,111円 |
| 3 受益権の総数 | 42,885,567口 | 43,207,757口 |
| 4 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) | 0.6284円 (6,284円) | 0.6453円 (6,453円) |

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期(自平成28年6月28日 至平成28年12月26日)

1 運用に係る権限を委託するための費用

信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産の純資産総額に年1万分の20の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。

2 分配金の計算過程

| (自平成28年6月28日 至平成28年7月26日) | | |
|---------------------------|--------------|-------------|
| 費用控除後の配当等収益額 | A | 142,376円 |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | B | |
| 収益調整金額 | C | 1,085,833円 |
| 分配準備積立金額 | D | 1,085,388円 |
| 当ファンドの分配対象収益額 | E=A+B+C+D | 2,313,597円 |
| 当ファンドの期末残存口数 | F | 43,531,557口 |
| 1万口当たり収益分配対象額 | G=E/F*10,000 | 531円 |
| 1万口当たり分配金額 | H | 50円 |
| 収益分配金金額 | I=F*H/10,000 | 217,657円 |

| (自平成28年7月27日 至平成28年8月26日) | | |
|---------------------------|--------------|-------------|
| 費用控除後の配当等収益額 | A | 146,679円 |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | B | |
| 収益調整金額 | C | 1,067,290円 |
| 分配準備積立金額 | D | 987,437円 |
| 当ファンドの分配対象収益額 | E=A+B+C+D | 2,201,406円 |
| 当ファンドの期末残存口数 | F | 42,673,766口 |
| 1万口当たり収益分配対象額 | G=E/F*10,000 | 515円 |
| 1万口当たり分配金額 | H | 50円 |
| 収益分配金金額 | I=F*H/10,000 | 213,368円 |

| | | (自 平成28年8月27日 至 平成28年9月26日) |
|---------------------------|--------------|-------------------------------|
| 費用控除後の配当等収益額 | A | 151,817円 |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | B | |
| 収益調整金額 | C | 1,069,426円 |
| 分配準備積立金額 | D | 919,864円 |
| 当ファンドの分配対象収益額 | E=A+B+C+D | 2,141,107円 |
| 当ファンドの期末残存口数 | F | 42,699,053口 |
| 1万口当たり収益分配対象額 | G=E/F*10,000 | 501円 |
| 1万口当たり分配金額 | H | 50円 |
| 収益分配金金額 | I=F*H/10,000 | 213,495円 |

| | | (自 平成28年9月27日 至 平成28年10月26日) |
|---------------------------|--------------|--------------------------------|
| 費用控除後の配当等収益額 | A | 146,066円 |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | B | |
| 収益調整金額 | C | 1,071,942円 |
| 分配準備積立金額 | D | 858,007円 |
| 当ファンドの分配対象収益額 | E=A+B+C+D | 2,076,015円 |
| 当ファンドの期末残存口数 | F | 42,749,976口 |
| 1万口当たり収益分配対象額 | G=E/F*10,000 | 485円 |
| 1万口当たり分配金額 | H | 50円 |
| 収益分配金金額 | I=F*H/10,000 | 213,749円 |

| | | (自 平成28年10月27日 至 平成28年11月28日) |
|---------------------------|--------------|---------------------------------|
| 費用控除後の配当等収益額 | A | 158,887円 |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | B | |
| 収益調整金額 | C | 1,072,925円 |
| 分配準備積立金額 | D | 789,052円 |
| 当ファンドの分配対象収益額 | E=A+B+C+D | 2,020,864円 |
| 当ファンドの期末残存口数 | F | 42,742,246口 |
| 1万口当たり収益分配対象額 | G=E/F*10,000 | 472円 |
| 1万口当たり分配金額 | H | 50円 |
| 収益分配金金額 | I=F*H/10,000 | 213,711円 |

| | | (自 平成28年11月29日 至 平成28年12月26日) |
|---------------------------|--------------|---------------------------------|
| 費用控除後の配当等収益額 | A | 152,371円 |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | B | |
| 収益調整金額 | C | 1,079,279円 |
| 分配準備積立金額 | D | 734,228円 |
| 当ファンドの分配対象収益額 | E=A+B+C+D | 1,965,878円 |
| 当ファンドの期末残存口数 | F | 42,885,567口 |
| 1万口当たり収益分配対象額 | G=E/F*10,000 | 458円 |
| 1万口当たり分配金額 | H | 50円 |
| 収益分配金金額 | I=F*H/10,000 | 214,427円 |

当期（自 平成28年12月27日 至 平成29年6月26日）

1 運用に係る権限を委託するための費用

信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産の純資産総額に年1万分の20の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。

2 分配金の計算過程

| | | (自 平成28年12月27日 至 平成29年1月26日) |
|---------------------------|--------------|--------------------------------|
| 費用控除後の配当等収益額 | A | 133,792円 |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | B | |
| 収益調整金額 | C | 1,118,462円 |
| 分配準備積立金額 | D | 672,172円 |
| 当ファンドの分配対象収益額 | E=A+B+C+D | 1,924,426円 |
| 当ファンドの期末残存口数 | F | 43,777,403口 |
| 1万口当たり収益分配対象額 | G=E/F*10,000 | 439円 |
| 1万口当たり分配金額 | H | 30円 |
| 収益分配金額 | I=F*H/10,000 | 131,332円 |

| | | (自 平成29年1月27日 至 平成29年2月27日) |
|---------------------------|--------------|-------------------------------|
| 費用控除後の配当等収益額 | A | 176,640円 |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | B | |
| 収益調整金額 | C | 1,121,569円 |
| 分配準備積立金額 | D | 674,632円 |
| 当ファンドの分配対象収益額 | E=A+B+C+D | 1,972,841円 |
| 当ファンドの期末残存口数 | F | 43,851,191口 |
| 1万口当たり収益分配対象額 | G=E/F*10,000 | 449円 |
| 1万口当たり分配金額 | H | 30円 |
| 収益分配金額 | I=F*H/10,000 | 131,553円 |

| | | (自 平成29年2月28日 至 平成29年3月27日) |
|---------------------------|--------------|-------------------------------|
| 費用控除後の配当等収益額 | A | 127,836円 |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | B | |
| 収益調整金額 | C | 1,123,551円 |
| 分配準備積立金額 | D | 709,672円 |
| 当ファンドの分配対象収益額 | E=A+B+C+D | 1,961,059円 |
| 当ファンドの期末残存口数 | F | 43,629,454口 |
| 1万口当たり収益分配対象額 | G=E/F*10,000 | 449円 |
| 1万口当たり分配金額 | H | 30円 |
| 収益分配金額 | I=F*H/10,000 | 130,888円 |

| | | (自 平成29年3月28日 至 平成29年4月26日) |
|---------------------------|--------------|-------------------------------|
| 費用控除後の配当等収益額 | A | 170,656円 |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | B | |
| 収益調整金額 | C | 1,166,941円 |
| 分配準備積立金額 | D | 698,836円 |
| 当ファンドの分配対象収益額 | E=A+B+C+D | 2,036,433円 |
| 当ファンドの期末残存口数 | F | 44,460,610口 |
| 1万口当たり収益分配対象額 | G=E/F*10,000 | 458円 |
| 1万口当たり分配金額 | H | 30円 |
| 収益分配金額 | I=F*H/10,000 | 133,381円 |

| | | (自 平成29年4月27日 至 平成29年5月26日) |
|---------------------------|--------------|-------------------------------|
| 費用控除後の配当等収益額 | A | 176,595円 |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | B | |
| 収益調整金額 | C | 1,138,581円 |
| 分配準備積立金額 | D | 707,383円 |
| 当ファンドの分配対象収益額 | E=A+B+C+D | 2,022,559円 |
| 当ファンドの期末残存口数 | F | 43,094,281口 |
| 1万口当たり収益分配対象額 | G=E/F*10,000 | 469円 |
| 1万口当たり分配金額 | H | 30円 |
| 収益分配金額 | I=F*H/10,000 | 129,282円 |

| | | (自 平成29年5月27日 至 平成29年6月26日) |
|---------------------------|--------------|-------------------------------|
| 費用控除後の配当等収益額 | A | 152,861円 |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | B | |
| 収益調整金額 | C | 1,143,809円 |
| 分配準備積立金額 | D | 754,696円 |
| 当ファンドの分配対象収益額 | E=A+B+C+D | 2,051,366円 |
| 当ファンドの期末残存口数 | F | 43,207,757口 |
| 1万口当たり収益分配対象額 | G=E/F*10,000 | 474円 |
| 1万口当たり分配金額 | H | 30円 |
| 収益分配金額 | I=F*H/10,000 | 129,623円 |

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

| 区 分 | 前期 (自 平成28年 6月28日 至 平成28年12月26日) | 当期 (自 平成28年12月27日 至 平成29年 6月26日) |
|-------------------------|---|--|
| 1 金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。 | 同 左 |
| 2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク | 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、運用の効率化を図るために、為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しております。 親投資信託受益証券は、運用の効率化を図るために、為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しております。 親投資信託受益証券は、外貨の決済のために為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しておりますが、ごく短期間で実際に外貨の受渡を伴うことから、為替相場の変動によるリスクは限定的であります。 また、当ファンドおよび親投資信託受益証券に係るデリバティブ取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。 | 同 左 同 左 同 左 同 左 同 左 |
| 3 金融商品に係るリスク管理体制 | ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部門から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。 当ファンドは、ファンドの運用の指図に関する権限を再委託しております。この場合、再委託先で投資リスクに対する管理体制を構築しているほか、当該再委託先のリスクの管理体制や管理状況の確認を委託会社で行っております。 | 同 左 同 左 |

2. 金融商品の時価等に関する事項

| 区 分 | 前期 | 当期 |
|---------------------------|---|--|
| | [平成28年12月26日現在] | [平成29年6月26日現在] |
| 1 貸借対照表計上額、時価及びその差額 | 時価で計上しているためその差額はありません。 | 同 左 |
| 2 時価の算定方法 | <p>売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。</p> <p>デリバティブ取引は、（デリバティブ取引に関する注記）に記載しております。</p> <p>上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p> | <p>同 左</p> <p>デリバティブ取引は、該当事項はありません。</p> <p>同 左</p> |
| 3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | <p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。</p> | 同 左 |

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

| 種 類 | 前期 | 当期 |
|-----------|-----------------------|-----------------------|
| | [平成28年12月26日現在] | [平成29年6月26日現在] |
| | 最終計算期間の損益に含まれた評価差額(円) | 最終計算期間の損益に含まれた評価差額(円) |
| 親投資信託受益証券 | 844,915 | 792,943 |
| 合計 | 844,915 | 792,943 |

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

通貨関連

| 区 分 | 種 類 | 前期 [平成28年12月26日現在] | | | |
|-----------|-----------------------|----------------------|-----------|------------|----------------|
| | | 契 約 額 等 (円) | | 時 価 (円) | 評 価 損 益 (円) |
| | | | うち1年超 | | |
| 市場取引以外の取引 | 為替予約取引 売建 トルコリラ | | 8,170,845 | 8,134,157 | 36,688 |
| | 合 計 | | 8,170,845 | 8,134,157 | 36,688 |

当期 [平成29年6月26日現在]

該当事項はありません。

(注)時価の算定方法

- 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は、当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。

当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

(イ) 当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

(ロ) 当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
- 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

| 種類 | 銘柄 | 口数 | 評価額 | 備考 |
|-----------|-------------------|------------|------------|----|
| 親投資信託受益証券 | トルコ債券オープン マザーファンド | 31,095,830 | 26,412,798 | |
| | 親投資信託受益証券 小計 | 31,095,830 | 26,412,798 | |
| 合計 | | 31,095,830 | 26,412,798 | |

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

<参考>

当ファンドは親投資信託受益証券を主要投資対象としております。

貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券の状況は以下の通りです。

「トルコ債券オープン マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

(1) 貸借対照表

| | [平成28年12月26日現在] | | [平成29年6月26日現在] | |
|-------------|-----------------|-------------|----------------|-------------|
| | 金額(円) | | 金額(円) | |
| 資産の部 | | | | |
| 流動資産 | | | | |
| 預金 | | 5,567,088 | | 6,798,253 |
| コール・ローン | | 13,503,798 | | 70,685,466 |
| 国債証券 | | 323,575,257 | | 618,701,233 |
| 特殊債券 | | 22,854,965 | | |
| 社債券 | | 60,053,516 | | 82,140,701 |
| 派生商品評価勘定 | | 582,005 | | 4,524,431 |
| 未収利息 | | 10,561,791 | | 13,056,894 |
| 前払費用 | | 1,191,373 | | 5,245,414 |
| 流動資産合計 | | 437,889,793 | | 801,152,392 |
| 資産合計 | | 437,889,793 | | 801,152,392 |
| 負債の部 | | | | |
| 流動負債 | | | | |
| 派生商品評価勘定 | | 1,816,560 | | 1,184,400 |
| 未払金 | | | | 41,638,507 |
| 未払解約金 | | 1,284,245 | | 222,614 |
| 未払利息 | | 17 | | 121 |
| 流動負債合計 | | 3,100,822 | | 43,045,642 |
| 負債合計 | | 3,100,822 | | 43,045,642 |
| 純資産の部 | | | | |
| 元本等 | | | | |
| 元本 | 1 | 530,485,125 | | 892,530,746 |
| 剰余金 | | | | |
| 剰余金又は欠損金() | 2 | 95,696,154 | | 134,423,996 |
| 元本等合計 | | 434,788,971 | | 758,106,750 |
| 純資産合計 | | 434,788,971 | | 758,106,750 |
| 負債純資産合計 | | 437,889,793 | | 801,152,392 |

(注1) 親投資信託の計算期間は、原則として、毎年6月27日から12月26日まで、および12月27日から翌年6月26日までであります。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| | |
|---------------------------|--|
| 1 有価証券の評価基準及び評価方法 | 公社債は時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社等の提供する理論価格で評価しております。 |
| 2 デリバティブ等の評価基準及び評価方法 | 為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。 |
| 3 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | 外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条にしたがって処理しております。 |

(貸借対照表に関する注記)

| | [平成28年12月26日現在] | [平成29年6月26日現在] |
|-----------------------------|-----------------|----------------|
| 1 期首 | 平成28年6月28日 | 平成28年12月27日 |
| 期首元本額 | 544,166,259円 | 530,485,125円 |
| 期首からの追加設定元本額 | 44,763,153円 | 446,624,165円 |
| 期首からの一部解約元本額 | 58,444,287円 | 84,578,544円 |
| 元本の内訳* | | |
| トルコ債券オープン（毎月決算型）為替ヘッジなし | 499,307,443円 | 861,434,916円 |
| トルコ債券オープン（毎月決算型）為替アクティブヘッジ | 31,177,682円 | 31,095,830円 |
| （合計） | 530,485,125円 | 892,530,746円 |
| 2 元本の欠損 | | |
| 純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。 | 95,696,154円 | 134,423,996円 |
| 3 受益権の総数 | 530,485,125口 | 892,530,746口 |
| 4 1口当たり純資産額 | 0.8196円 | 0.8494円 |
| （1万口当たり純資産額） | （8,196円） | （8,494円） |

* 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

| 区分 | (自平成28年6月28日 至平成28年12月26日) | (自平成28年12月27日 至平成29年6月26日) |
|-------------------------|--|-------------------------------|
| 1 金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。 | 同左 |
| 2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク | 当ファンドは、公社債等に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 デリバティブ取引については、当ファンドに投資する証券投資信託の注記表（金融商品に関する注記）に記載しております。 | 同左 |
| 3 金融商品に係るリスク管理体制 | 当ファンドに投資する証券投資信託の注記表（金融商品に関する注記）に記載しております。 | 同左 |

2 金融商品の時価等に関する事項

| 区分 | [平成28年12月26日現在] | [平成29年6月26日現在] |
|---------------------------|--|----------------|
| 1 貸借対照表計上額、時価及びその差額 | 時価で計上しているためその差額はありません。 | 同左 |
| 2 時価の算定方法 | 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 デリバティブ取引は、（デリバティブ取引に関する注記）に記載しております。 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 | 同左 |
| 3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 当ファンドに投資する証券投資信託の注記表（金融商品に関する注記）に記載しております。 | 同左 |

(有価証券に関する注記)
売買目的有価証券

| 種 類 | [平成28年12月26日現在] | [平成29年6月26日現在] |
|------|--------------------|------------------|
| | 当期間の損益に含まれた評価差額(円) | |
| 国債証券 | 16,307,175 | 12,278,195 |
| 特殊債券 | 112,129 | |
| 社債券 | 187,559 | 2,557,075 |
| 合計 | 16,007,487 | 14,835,270 |

(注) 当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項
通貨関連

| 区 分 | 種 類 | [平成28年12月26日現在] | | | |
|-----------|--------------|-------------------|--|-------------|----------------|
| | | 契約額等(円) | | 時 価 (円) | 評 価 損 益 (円) |
| | | うち1年超 | | | |
| 市場取引以外の取引 | 為替予約取引 売建 | | | | |
| | アメリカドル 買建 | 68,227,440 | | 70,044,000 | 1,816,560 |
| | トルコリラ | 70,109,995 | | 70,692,000 | 582,005 |
| | 合 計 | 138,337,435 | | 140,736,000 | 1,234,555 |

| 区 分 | 種 類 | [平成29年6月26日現在] | | | |
|-----------|--------------|------------------|--|-------------|----------------|
| | | 契約額等(円) | | 時 価 (円) | 評 価 損 益 (円) |
| | | うち1年超 | | | |
| 市場取引以外の取引 | 為替予約取引 売建 | | | | |
| | アメリカドル 買建 | 65,445,600 | | 66,630,000 | 1,184,400 |
| | トルコリラ | 125,230,669 | | 129,755,100 | 4,524,431 |
| | 合 計 | 190,676,269 | | 196,385,100 | 3,340,031 |

(注) 時価の算定方法

- 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は、当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。
当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
（イ）当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
（ロ）当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
- 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

(関連当事者との取引に関する注記)
該当事項はありません。

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

| 通貨種類 | 銘柄 | 券面総額 | 評価額 | 備考 |
|------------------------|--------------------------|---------------|--------------------------------|----|
| アメリカドル | | | | |
| 国債証券 | 5.625 TURKEY 210330 | 200,000.00 | 213,295.80 | |
| | 国債証券 小計 | 200,000.00 | (23,735,556) | |
| 社債券 | 5.5 TURKIYE VAKIF 211027 | 200,000.00 | 202,425.20 | |
| | 5.625 TURKIYE VAK 220530 | 200,000.00 | 200,440.60 | |
| 社債券 小計 | | 400,000.00 | 402,865.80 (44,830,906) | |
| アメリカドル 小計 | | 600,000.00 | 616,161.60 (68,566,462) | |
| トルコリラ | | | | |
| 国債証券 | 10.4 TURKEY GOVT 240320 | 2,590,000.00 | 2,625,612.50 | |
| | 10.5 TURKEY GOVT 200115 | 700,000.00 | 702,100.00 | |
| | 10.6 TURKEY GOVT 260211 | 2,650,000.00 | 2,722,875.00 | |
| | 10.7 TURKEY GOVT 210217 | 1,200,000.00 | 1,211,640.00 | |
| | 11 TURKEY GOVT 270224 | 1,300,000.00 | 1,371,500.00 | |
| | 6.3 TURKEY GOVT 180214 | 200,000.00 | 195,130.00 | |
| | 7.1 TURKEY GOVT 230308 | 1,150,000.00 | 1,001,650.00 | |
| | 7.4 TURKEY GOVT 200205 | 400,000.00 | 372,800.00 | |
| | 8 TURKEY GOVT 250312 | 1,500,000.00 | 1,335,750.00 | |
| | 8.3 TURKEY GOVT 180620 | 800,000.00 | 782,000.00 | |
| | 8.5 TURKEY GOVT 190710 | 500,000.00 | 481,500.00 | |
| | 8.5 TURKEY GOVT 220914 | 1,500,000.00 | 1,392,750.00 | |
| | 8.8 TURKEY GOVT 230927 | 1,460,000.00 | 1,373,130.00 | |
| | 9 TURKEY GOVT 240724 | 500,000.00 | 473,750.00 | |
| | 9.2 TURKEY GOVT 210922 | 450,000.00 | 432,225.00 | |
| | 9.4 TURKEY GOVT 200708 | 1,300,000.00 | 1,266,200.00 | |
| 9.5 TURKEY GOVT 220112 | 1,000,000.00 | 969,000.00 | | |
| 国債証券 小計 | | 19,200,000.00 | 18,709,612.50 (594,965,677) | |
| 社債券 | 7.375 TURKIYE GA 180307 | 600,000.00 | 587,784.00 | |
| | 7.5 AKBANK TAS 180205 | 600,000.00 | 585,480.00 | |
| 社債券 小計 | | 1,200,000.00 | 1,173,264.00 (37,309,795) | |
| トルコリラ 小計 | | 20,400,000.00 | 19,882,876.50 (632,275,472) | |
| 合計 | | | 700,841,934 (700,841,934) | |

(注1) 通貨の種類ごとの小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2) 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

| 通貨 | 銘柄数 | 組入債券 時価比率 | 合計金額に 対する比率 |
|--------|-----------|--------------|----------------|
| アメリカドル | 国債証券 1銘柄 | 34.62% | 3.39% |
| | 社債券 2銘柄 | 65.38% | 6.40% |
| トルコリラ | 国債証券 17銘柄 | 94.10% | 84.89% |
| | 社債券 2銘柄 | 5.90% | 5.32% |

第2 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
(デリバティブ取引に関する注記)に記載しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成29年6月30日現在

(単位：円)

| | |
|-----------------|----------------------------|
| 資産総額 | 27,921,238 |
| 負債総額 | 4,618 |
| 純資産総額(-) | 27,916,620 |
| 発行済口数 | 43,413,125 口 |
| 1口当たり純資産価額(/) | 0.6430 (1万口当たり 6,430) |

<参考>

「トルコ債券オープン マザーファンド」の現況
純資産額計算書

平成29年6月30日現在

(単位：円)

| | |
|-----------------|----------------------------|
| 資産総額 | 815,516,582 |
| 負債総額 | 29,498,858 |
| 純資産総額(-) | 786,017,724 |
| 発行済口数 | 928,687,628 口 |
| 1口当たり純資産価額(/) | 0.8464 (1万口当たり 8,464) |

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

- 1 投資信託受益証券の名義書換等
該当事項はありません。
- 2 受益者等名簿
該当事項はありません。
- 3 受益者等に対する特典
該当事項はありません。
- 4 内国投資信託受益証券の譲渡制限
該当事項はありません。

（注）ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定められ、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとし、

当該申請のある場合には、当該振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとし、ただし、当該振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとし、

前記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めた場合またはやむをえない事情があると判断した場合は、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

受益権の再分割

委託会社は、社振法に定めるところにしたがい、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとし、

質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

償還金

償還金は、償還日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額等

平成29年6月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、211,581株を発行済です。最近5年間における資本金の額の増減はありません。

(2) 委託会社の機構

・会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する機関として、経営会議を設置します。

・投資運用の意思決定機構

投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

運用戦略の決定

運用戦略委員会において、で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

運用計画の決定

で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部門から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

投資行動のモニタリング1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

投資行動のモニタリング2

運用部門から独立した管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

ファンドに関する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

運用・管理に関する監督

内部監査担当部署は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

さらに、委託会社は、三菱UFJ信託銀行からの投資環境および全資産に関する助言を活用して、質の高い運用サービスの提供に努めています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。
平成29年6月30日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

| 商品分類 | 本数 (本) | 純資産総額 (百万円) |
|------------|-----------|----------------|
| 追加型株式投資信託 | 815 | 10,858,750 |
| 追加型公社債投資信託 | 16 | 1,407,749 |
| 単位型株式投資信託 | 53 | 400,592 |
| 単位型公社債投資信託 | 2 | 7,414 |
| 合計 | 886 | 12,674,506 |

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

(1) 財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱UFJ国際投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）」に基づき作成しております。

財務諸表に掲載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(2) 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第32期事業年度（自平成28年4月1日至平成29年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

| | 第31期 (平成28年3月31日現在) | | 第32期 (平成29年3月31日現在) | |
|-----------------|------------------------|-------------|------------------------|-------------|
| (資産の部) | | | | |
| 流動資産 | | | | |
| 現金及び預金 | 2 | 80,707,781 | 2 | 69,212,680 |
| 有価証券 | | 2,728,127 | | 36,210 |
| 前払費用 | | 402,267 | | 337,699 |
| 未収入金 | | 14,286 | | 35,896 |
| 未収委託者報酬 | | 11,275,577 | | 10,076,022 |
| 未収収益 | 2 | 564,923 | 2 | 659,405 |
| 繰延税金資産 | | 491,700 | | 446,374 |
| 金銭の信託 | 2 | 30,000 | 2 | 30,000 |
| その他 | | 438,012 | | 113,754 |
| 流動資産合計 | | 96,652,678 | | 80,948,042 |
| 固定資産 | | | | |
| 有形固定資産 | | | | |
| 建物 | 1 | 846,844 | 1 | 806,798 |
| 器具備品 | 1 | 768,584 | 1 | 759,446 |
| 土地 | | 1,356,000 | | 1,356,000 |
| 有形固定資産合計 | | 2,971,428 | | 2,922,245 |
| 無形固定資産 | | | | |
| 電話加入権 | | 15,822 | | 15,822 |
| ソフトウェア | | 1,813,951 | | 1,844,549 |
| ソフトウェア仮勘定 | | 341,815 | | 608,066 |
| その他 | | 71 | | 10 |
| 無形固定資産合計 | | 2,171,661 | | 2,468,448 |
| 投資その他の資産 | | | | |
| 投資有価証券 | | 24,223,272 | | 24,327,081 |
| 関係会社株式 | | 320,136 | | 320,136 |
| 長期差入保証金 | | 686,446 | | 654,402 |
| 前払年金費用 | | 499,178 | | 463,105 |
| 繰延税金資産 | | 786,810 | | 711,230 |
| その他 | | 51,090 | | 50,235 |
| 貸倒引当金 | | 23,600 | | 23,600 |
| 投資その他の資産合計 | | 26,543,335 | | 26,502,592 |
| 固定資産合計 | | 31,686,425 | | 31,893,286 |
| 資産合計 | | 128,339,103 | | 112,841,328 |

(単位：千円)

| | 第31期 (平成28年3月31日現在) | | 第32期 (平成29年3月31日現在) | |
|-----------------|------------------------|--------------------|------------------------|-------------------|
| (負債の部) | | | | |
| 流動負債 | | | | |
| 預り金 | | 199,091 | | 166,493 |
| 未払金 | | | | |
| 未払収益分配金 | | 101,046 | | 108,024 |
| 未払償還金 | | 821,178 | | 547,707 |
| 未払手数料 | 2 | 4,866,423 | 2 | 4,225,009 |
| その他未払金 | 2 | 2,521,849 | 2 | 2,355,815 |
| 未払費用 | 2 | 3,419,978 | 2 | 3,061,479 |
| 未払消費税等 | | 370,110 | | 351,670 |
| 未払法人税等 | | 947,540 | | 756,668 |
| 賞与引当金 | | 882,523 | | 843,729 |
| 役員賞与引当金 | | | | 100,680 |
| その他 | | 670,983 | | 711,633 |
| 流動負債合計 | | 14,800,725 | | 13,228,909 |
| 固定負債 | | | | |
| 退職給付引当金 | | 508,142 | | 590,154 |
| 役員退職慰労引当金 | | 166,789 | | 166,458 |
| 時効後支払損引当金 | | 257,105 | | 253,070 |
| 固定負債合計 | | 932,038 | | 1,009,684 |
| 負債合計 | | 15,732,763 | | 14,238,594 |
| (純資産の部) | | | | |
| 株主資本 | | | | |
| 資本金 | | 2,000,131 | | 2,000,131 |
| 資本剰余金 | | | | |
| 資本準備金 | | 3,572,096 | | 3,572,096 |
| その他資本剰余金 | | 41,160,616 | | 41,160,616 |
| 資本剰余金合計 | | 44,732,712 | | 44,732,712 |
| 利益剰余金 | | | | |
| 利益準備金 | | 342,589 | | 342,589 |
| その他利益剰余金 | | | | |
| 別途積立金 | | 6,998,000 | | 6,998,000 |
| 繰越利益剰余金 | | 57,079,782 | | 43,034,713 |
| 利益剰余金合計 | | 64,420,372 | | 50,375,303 |
| 株主資本合計 | | 111,153,216 | | 97,108,147 |

(単位：千円)

| | 第31期 (平成28年3月31日現在) | 第32期 (平成29年3月31日現在) |
|------------|------------------------|------------------------|
| 評価・換算差額等 | | |
| その他有価証券 | 1,446,576 | 1,494,586 |
| 評価差額金 | | |
| 繰延ヘッジ損益 | 6,546 | |
| 評価・換算差額等合計 | 1,453,123 | 1,494,586 |
| 純資産合計 | 112,606,339 | 98,602,734 |
| 負債純資産合計 | 128,339,103 | 112,841,328 |

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

| | 第31期 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日) | | 第32期 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日) | |
|-------------|---------------------------------------|------------|---------------------------------------|------------|
| 営業収益 | | | | |
| 委託者報酬 | | 82,096,942 | | 81,709,776 |
| 投資顧問料 | | 2,226,322 | | 2,396,020 |
| その他営業収益 | | 35,063 | | 25,763 |
| 営業収益合計 | | 84,358,328 | | 84,131,560 |
| 営業費用 | | | | |
| 支払手数料 | 2 | 34,821,751 | 2 | 33,975,255 |
| 広告宣伝費 | | 742,632 | | 731,771 |
| 公告費 | | | | 482 |
| 調査費 | | | | |
| 調査費 | | 1,642,352 | | 1,713,892 |
| 委託調査費 | | 14,530,744 | | 13,961,993 |
| 事務委託費 | | 751,410 | | 984,749 |
| 営業雑経費 | | | | |
| 通信費 | | 122,574 | | 158,915 |
| 印刷費 | | 704,639 | | 699,940 |
| 協会費 | | 51,201 | | 51,995 |
| 諸会費 | | 7,730 | | 9,887 |
| 事務機器関連費 | | 1,674,745 | | 1,611,608 |
| その他営業雑経費 | | 30,382 | | 11,925 |
| 営業費用合計 | | 55,080,164 | | 53,912,419 |
| 一般管理費 | | | | |
| 給料 | | | | |
| 役員報酬 | | 280,681 | | 331,997 |
| 給料・手当 | | 5,948,603 | | 6,496,165 |
| 賞与引当金繰入 | | 882,523 | | 843,729 |
| 役員賞与引当金繰入 | | | | 100,680 |
| 福利厚生費 | | 1,091,897 | | 1,196,210 |
| 交際費 | | 17,062 | | 14,843 |
| 旅費交通費 | | 212,578 | | 233,159 |
| 租税公課 | | 264,376 | | 422,030 |
| 不動産賃借料 | | 795,415 | | 706,571 |
| 退職給付費用 | | 341,073 | | 441,736 |
| 役員退職慰労引当金繰入 | | 34,369 | | 48,393 |
| 固定資産減価償却費 | | 1,068,796 | | 1,030,040 |
| 諸経費 | | 426,547 | | 474,521 |
| 一般管理費合計 | | 11,363,925 | | 12,340,079 |
| 営業利益 | | 17,914,238 | | 17,879,061 |

(単位：千円)

| | 第31期 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日) | | 第32期 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日) | |
|--------------|---------------------------------------|------------|---------------------------------------|------------|
| 営業外収益 | | | | |
| 受取配当金 | | 235,697 | | 243,048 |
| 有価証券利息 | | 523 | | 0 |
| 受取利息 | 2 | 15,142 | 2 | 4,601 |
| 投資有価証券償還益 | | 9,315 | | 260,190 |
| 収益分配金等時効完成分 | | 71,619 | | 278,148 |
| その他 | | 17,393 | | 4,383 |
| 営業外収益合計 | | 349,691 | | 790,372 |
| 営業外費用 | | | | |
| 投資有価証券償還損 | | 152,298 | | 11,552 |
| 時効後支払損引当金繰入 | | 98,891 | | |
| 事務過誤費 | | 421 | | 218 |
| その他 | | 5,862 | | 4,357 |
| 営業外費用合計 | | 257,473 | | 16,128 |
| 経常利益 | | 18,006,455 | | 18,653,304 |
| 特別利益 | | | | |
| 投資有価証券売却益 | | 424,605 | | 259,137 |
| ゴルフ会員権売却益 | | 1,300 | | |
| 特別利益合計 | | 425,905 | | 259,137 |
| 特別損失 | | | | |
| 投資有価証券売却損 | | 52,623 | | 42,248 |
| デリバティブ解約損 | | | | 126,228 |
| 有価証券評価損 | | 67,284 | | |
| 投資有価証券評価損 | | 18,539 | | 157,482 |
| 固定資産除却損 | 1 | 1,305 | 1 | 13,540 |
| 減損損失 | 3 | 42,073 | 3 | 48,575 |
| 合併関連費用 | | 829,181 | | |
| 特別損失合計 | | 1,011,007 | | 388,075 |
| 税引前当期純利益 | | 17,421,353 | | 18,524,367 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 2 | 5,796,941 | 2 | 5,658,953 |
| 法人税等調整額 | | 1,035,591 | | 103,169 |
| 法人税等合計 | | 4,761,350 | | 5,762,122 |
| 当期純利益 | | 12,660,003 | | 12,762,244 |

(3) 【株主資本等変動計算書】

第31期(自平成27年4月1日至平成28年3月31日)

(単位:千円)

| | 株主資本 | | | | | | | | 株主資本合計 |
|---------------------|-----------|-----------|------------|------------|---------|-----------|------------|------------|-------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益準備金 | 利益剰余金 | | 利益剰余金合計 | |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | | その他利益剰余金 | | | |
| | | | | | | 別途積立金 | 繰越利益剰余金 | | |
| 当期首残高 | 2,000,131 | 222,096 | | 222,096 | 342,589 | 6,998,000 | 48,527,422 | 55,868,012 | 58,090,240 |
| 当期変動額 | | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | | 4,107,643 | 4,107,643 | 4,107,643 |
| 当期純利益 | | | | | | | 12,660,003 | 12,660,003 | 12,660,003 |
| 合併による増加 | | 3,350,000 | 41,160,616 | 44,510,616 | | | | | 44,510,616 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | | | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | | 3,350,000 | 41,160,616 | 44,510,616 | | | 8,552,359 | 8,552,359 | 53,062,976 |
| 当期末残高 | 2,000,131 | 3,572,096 | 41,160,616 | 44,732,712 | 342,589 | 6,998,000 | 57,079,782 | 64,420,372 | 111,153,216 |

| | 評価・換算差額等 | | | 純資産合計 |
|---------------------|--------------|---------|------------|-------------|
| | その他有価証券評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 評価・換算差額等合計 | |
| 当期首残高 | 2,300,727 | | 2,300,727 | 60,390,967 |
| 当期変動額 | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | 4,107,643 |
| 当期純利益 | | | | 12,660,003 |
| 合併による増加 | 903,495 | 148,745 | 754,749 | 45,265,365 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | 1,757,645 | 155,292 | 1,602,353 | 1,602,353 |
| 当期変動額合計 | 854,150 | 6,546 | 847,604 | 52,215,371 |
| 当期末残高 | 1,446,576 | 6,546 | 1,453,123 | 112,606,339 |

第32期（自平成28年4月1日至平成29年3月31日）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | | | | | 株主資本合計 |
|---------------------|-----------|-----------|------------|------------|---------|-----------|------------|------------|-------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益準備金 | 利益剰余金 | | 利益剰余金合計 | |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | | 別途積立金 | 繰越利益剰余金 | | |
| 当期首残高 | 2,000,131 | 3,572,096 | 41,160,616 | 44,732,712 | 342,589 | 6,998,000 | 57,079,782 | 64,420,372 | 111,153,216 |
| 当期変動額 | | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | | 26,807,312 | 26,807,312 | 26,807,312 |
| 当期純利益 | | | | | | | 12,762,244 | 12,762,244 | 12,762,244 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | | | | | | | 14,045,068 | 14,045,068 | 14,045,068 |
| 当期末残高 | 2,000,131 | 3,572,096 | 41,160,616 | 44,732,712 | 342,589 | 6,998,000 | 43,034,713 | 50,375,303 | 97,108,147 |

| | 評価・換算差額等 | | | 純資産合計 |
|---------------------|--------------|---------|------------|-------------|
| | その他有価証券評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 評価・換算差額等合計 | |
| 当期首残高 | 1,446,576 | 6,546 | 1,453,123 | 112,606,339 |
| 当期変動額 | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | 26,807,312 |
| 当期純利益 | | | | 12,762,244 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 48,009 | 6,546 | 41,462 | 41,462 |
| 当期変動額合計 | 48,009 | 6,546 | 41,462 | 14,003,605 |
| 当期末残高 | 1,494,586 | | 1,494,586 | 98,602,734 |

[注記事項]

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5年～50年

器具備品 2年～20年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

〔追加情報〕

当社では退職給付制度を統合するため、平成28年9月21日に確定給付企業年金制度、退職一時金制度、確定拠出年金制度を改定し、同年10月1日より退職一時金制度、確定拠出年金制度を柱とした新制度に移行しております。この移行に伴い「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準委員会 平成14年1月31日 企業会計基準適用指針第1号）及び「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」（企業会計基準委員会 平成19年2月7日 実務対応報告第2号）を適用しております。

なお、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(6) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

6. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段...株式指数先物

ヘッジ対象...投資有価証券

(3) ヘッジ方針

株価変動リスクの低減のため、対象資産の範囲内でヘッジを行っております。

(4) ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ開始から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

〔会計方針の変更〕

（平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

〔追加情報〕

（繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

(貸借対照表関係)

1.有形固定資産の減価償却累計額

| | 第31期 (平成28年3月31日現在) | 第32期 (平成29年3月31日現在) |
|------|------------------------|------------------------|
| 建物 | 467,206千円 | 539,649千円 |
| 器具備品 | 897,207千円 | 1,029,950千円 |

2.関係会社に対する主な資産・負債

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

| | 第31期 (平成28年3月31日現在) | 第32期 (平成29年3月31日現在) |
|--------|------------------------|------------------------|
| 預金 | 43,128,360千円 | 47,798,472千円 |
| 未収収益 | 52,753千円 | 46,963千円 |
| 金銭の信託 | 30,000千円 | 30,000千円 |
| 未払手数料 | 2,612,168千円 | 1,993,055千円 |
| その他未払金 | 2,296,632千円 | 2,071,256千円 |
| 未払費用 | 442,340千円 | 456,748千円 |

(損益計算書関係)

1.固定資産除却損の内訳

| | 第31期 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日) | 第32期 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日) |
|--------|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 建物 | 254千円 | 2,392千円 |
| 器具備品 | 1,051千円 | 7,791千円 |
| ソフトウェア | - | 3,356千円 |
| 計 | 1,305千円 | 13,540千円 |

2.関係会社に対する主な取引

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

| | 第31期 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日) | 第32期 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日) |
|--------------|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 支払手数料 | 15,120,269千円 | 13,862,465千円 |
| 受取利息 | 12,609千円 | 4,375千円 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 3,980,844千円 | 4,204,969千円 |

3.減損損失

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

第31期（自平成27年4月1日至平成28年3月31日）

| 場所 | 用途 | 種類 | 減損損失 |
|-------------|-----------|------|----------|
| 静岡県裾野市 | 遊休資産（不動産） | 土地 | 35,031千円 |
| 東京都千代田区（本社） | 遊休資産（美術品） | 器具備品 | 7,041千円 |

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、事業用資産に区別はなく、全社を1つのグルーピングとしております。遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

前事業年度において、事業の用に供していない遊休資産のうち、時価が著しく下落した資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、土地、美術品については外部鑑定評価額により評価しております。

第32期（自平成28年4月1日至平成29年3月31日）

| 場所 | 用途 | 種類 | 減損損失 |
|-------------|------------------|---------------|----------|
| 東京都千代田区（本社） | 自社利用ソフトウェア（遊休資産） | ソフトウェア 仮勘定 | 48,575千円 |

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、事業用資産に区別はなく、全社を1つのグルーピングとしております。遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

当事業年度において、将来の使用見込みがなくなった自社利用ソフトウェアについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。

なお、回収可能価額として使用価値を用いておりますが、将来の使用見込みがないため、使用価値は零としております。

（株主資本等変動計算書関係）

第31期（自平成27年4月1日至平成28年3月31日）

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

| | 当事業年度期首 株式数（株） | 当事業年度増加 株式数（株） | 当事業年度減少 株式数（株） | 当事業年度末 株式数（株） |
|---------|-------------------|-------------------|-------------------|------------------|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式（注） | 124,098 | 87,483 | - | 211,581 |
| 合計 | 124,098 | 87,483 | - | 211,581 |

（注）普通株式の発行済株式総数の増加は、平成27年7月1日に、国際投信投資顧問株式会社との間で吸収合併方式による経営統合を行ない、同社の普通株式1株に対して当社の普通株式10.0497株を交付したことによる増加であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成27年6月30日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

| | |
|----------|-------------|
| 配当金の総額 | 4,107,643千円 |
| 1株当たり配当額 | 33,100円 |
| 基準日 | 平成27年3月31日 |
| 効力発生日 | 平成27年6月30日 |

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成28年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

| | |
|----------|--------------|
| 配当金の総額 | 26,807,312千円 |
| 配当の原資 | 利益剰余金 |
| 1株当たり配当額 | 126,700円 |
| 基準日 | 平成28年3月31日 |
| 効力発生日 | 平成28年6月29日 |

第32期（自平成28年4月1日至平成29年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| | 当事業年度期首 株式数（株） | 当事業年度増加 株式数（株） | 当事業年度減少 株式数（株） | 当事業年度末 株式数（株） |
|-------|-------------------|-------------------|-------------------|------------------|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式 | 211,581 | - | - | 211,581 |
| 合計 | 211,581 | - | - | 211,581 |

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成28年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

| | |
|----------|--------------|
| 配当金の総額 | 26,807,312千円 |
| 1株当たり配当額 | 126,700円 |
| 基準日 | 平成28年3月31日 |
| 効力発生日 | 平成28年6月29日 |

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成29年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

| | |
|----------|--------------|
| 配当金の総額 | 26,595,731千円 |
| 配当の原資 | 利益剰余金 |
| 1株当たり配当額 | 125,700円 |
| 基準日 | 平成29年3月31日 |
| 効力発生日 | 平成29年6月29日 |

（リース取引関係）

借主側

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

| | 第31期 (平成28年3月31日現在) | 第32期 (平成29年3月31日現在) |
|-----|------------------------|------------------------|
| 1年内 | 678,116千円 | 678,116千円 |
| 1年超 | 2,651,815千円 | 1,973,699千円 |
| 合計 | 3,329,932千円 | 2,651,815千円 |

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金、譲渡性預金または投資信託に限定しており、金融機関からの資金調達は行っておりません。デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。なお、一部の投資信託の価格変動リスクに対して、デリバティブ取引を利用してヘッジしております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません(注2)参照)。

第31期(平成28年3月31日現在)

| | 貸借対照表 計上額(千円) | 時価(千円) | 差額(千円) |
|-------------|------------------|-------------|--------|
| (1) 現金及び預金 | 80,707,781 | 80,707,781 | - |
| (2) 有価証券 | 2,728,127 | 2,728,127 | - |
| (3) 未収委託者報酬 | 11,275,577 | 11,275,577 | - |
| (4) 投資有価証券 | 24,054,542 | 24,054,542 | - |
| 資産計 | 118,766,029 | 118,766,029 | - |
| (1) 未払手数料 | 4,866,423 | 4,866,423 | - |
| 負債計 | 4,866,423 | 4,866,423 | - |
| デリバティブ取引() | (3,459) | (3,459) | - |

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で表示しております。

第32期(平成29年3月31日現在)

| | 貸借対照表 計上額(千円) | 時価(千円) | 差額(千円) |
|-------------|------------------|-------------|--------|
| (1) 現金及び預金 | 69,212,680 | 69,212,680 | - |
| (2) 有価証券 | 36,210 | 36,210 | - |
| (3) 未収委託者報酬 | 10,076,022 | 10,076,022 | - |
| (4) 投資有価証券 | 24,189,921 | 24,189,921 | - |
| 資産計 | 103,514,834 | 103,514,834 | - |
| (1) 未払手数料 | 4,225,009 | 4,225,009 | - |
| 負債計 | 4,225,009 | 4,225,009 | - |

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項
資 産

(1) 現金及び預金、(3) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 有価証券、(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託は基準価額によっております。

負 債

(1) 未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照ください。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

| 区分 | 第31期 (平成28年3月31日現在) | 第32期 (平成29年3月31日現在) |
|--------|------------------------|------------------------|
| 非上場株式 | 168,730 | 137,160 |
| 子会社株式 | 160,600 | 160,600 |
| 関連会社株式 | 159,536 | 159,536 |

非上場株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第31期(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

| | 1年以内 | 1年超 5年以内 | 5年超 10年以内 | 10年超 |
|-------------------|------------|-------------|--------------|-------|
| 現金及び預金 | 80,707,781 | - | - | - |
| 未収委託者報酬 | 11,275,577 | - | - | - |
| 有価証券及び投資有価証券 | | | | |
| その他有価証券のうち満期があるもの | | | | |
| 投資信託 | 2,728,127 | 9,234,321 | 9,756,778 | 5,050 |
| 合計 | 94,711,487 | 9,234,321 | 9,756,778 | 5,050 |

第32期(平成29年3月31日現在)

(単位：千円)

| | 1年以内 | 1年超 5年以内 | 5年超 10年以内 | 10年超 |
|-------------------|------------|-------------|--------------|--------|
| 現金及び預金 | 69,212,680 | - | - | - |
| 未収委託者報酬 | 10,076,022 | - | - | - |
| 有価証券及び投資有価証券 | | | | |
| その他有価証券のうち満期があるもの | | | | |
| 投資信託 | 36,210 | 10,703,761 | 8,324,138 | 45,606 |
| 合計 | 79,324,912 | 10,703,761 | 8,324,138 | 45,606 |

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株式159,536千円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株式159,536千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

2. その他有価証券

第31期(平成28年3月31日現在)

| | 種類 | 貸借対照表計上額 (千円) | 取得原価 (千円) | 差額(千円) |
|--------------------------|-----|------------------|--------------|-----------|
| 貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの | 株式 | 113,875 | 30,541 | 83,333 |
| | 債券 | - | - | - |
| | その他 | 19,085,937 | 16,697,402 | 2,388,535 |
| | 小計 | 19,199,812 | 16,727,944 | 2,471,868 |
| 貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの | 株式 | - | - | - |
| | 債券 | - | - | - |
| | その他 | 7,582,857 | 7,969,134 | 386,277 |
| | 小計 | 7,582,857 | 7,969,134 | 386,277 |
| 合計 | | 26,782,669 | 24,697,079 | 2,085,590 |

第32期(平成29年3月31日現在)

| | 種類 | 貸借対照表計上額 (千円) | 取得原価 (千円) | 差額(千円) |
|--------------------------|-----|------------------|--------------|-----------|
| 貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの | 株式 | - | - | - |
| | 債券 | - | - | - |
| | その他 | 17,778,798 | 15,302,336 | 2,476,461 |
| | 小計 | 17,778,798 | 15,302,336 | 2,476,461 |
| 貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの | 株式 | - | - | - |
| | 債券 | - | - | - |
| | その他 | 6,447,333 | 6,769,569 | 322,236 |
| | 小計 | 6,447,333 | 6,769,569 | 322,236 |
| 合計 | | 24,226,131 | 22,071,906 | 2,154,225 |

3. 売却したその他有価証券

第31期(自平成27年4月1日至平成28年3月31日)

| 種類 | 売却額(千円) | 売却益の合計額(千円) | 売却損の合計額(千円) |
|-----|-----------|-------------|-------------|
| 株式 | - | - | - |
| 債券 | - | - | - |
| その他 | 5,649,814 | 424,605 | 52,623 |
| 合計 | 5,649,814 | 424,605 | 52,623 |

第32期(自平成28年4月1日至平成29年3月31日)

| 種類 | 売却額(千円) | 売却益の合計額(千円) | 売却損の合計額(千円) |
|-----|-----------|-------------|-------------|
| 株式 | 122,688 | 82,146 | 21,570 |
| 債券 | - | - | - |
| その他 | 3,439,009 | 176,991 | 20,678 |
| 合計 | 3,561,698 | 259,137 | 42,248 |

4.減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について85,823千円（その他有価証券のその他85,823千円）減損処理を行っております。

当事業年度において、有価証券について157,482千円（その他有価証券のその他157,482千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、及び30%以上50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

（デリバティブ取引関係）

第31期（自平成27年4月1日至平成28年3月31日）

1.ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

重要な取引はありません。

2.ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

（単位：千円）

| ヘッジ会計の方法 | 取引の種類 | 主なヘッジ対象 | 契約額等 | 契約額等のうち1年超 | 時価 |
|----------|----------------|---------|---------|------------|-------|
| 原則的処理方法 | 株式指数先物取引 売建 | 投資有価証券 | 945,410 | - | 3,459 |
| 合計 | | | 945,410 | - | 3,459 |

（注）時価の算定方法

大阪取引所が定める清算指数によっております。

第32期（自平成28年4月1日至平成29年3月31日）

重要な取引はありません。

（退職給付関係）

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度（積立型制度）及び退職一時金制度（非積立型制度）を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2.確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

| | 第31期 （自平成27年4月1日 至平成28年3月31日） | 第32期 （自平成28年4月1日 至平成29年3月31日） |
|--------------|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 退職給付債務の期首残高 | 263,476 千円 | 2,997,931 千円 |
| 勤務費用 | 135,457 | 199,166 |
| 利息費用 | 19,818 | 22,711 |
| 数理計算上の差異の発生額 | 113,714 | 40,934 |
| 退職給付の支払額 | 159,115 | 183,403 |
| 過去勤務費用の発生額 | - | 653,618 |
| 合併による増加 | 2,624,579 | - |
| 退職給付債務の期末残高 | 2,997,931 | 3,649,089 |

(2)年金資産の期首残高と期末残高の調整表

| | 第31期 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日) | 第32期 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日) |
|--------------|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 年金資産の期首残高 | 196,439 千円 | 2,678,827 千円 |
| 期待運用収益 | 35,926 | 47,553 |
| 数理計算上の差異の発生額 | 111,449 | 7,066 |
| 事業主からの拠出額 | 210,960 | 107,823 |
| 退職給付の支払額 | 139,379 | 142,532 |
| 合併による増加 | 2,486,329 | - |
| 年金資産の期末残高 | 2,678,827 | 2,698,738 |

(3)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

| | 第31期 (平成28年3月31日現在) | 第32期 (平成29年3月31日現在) |
|-------------------------|------------------------|------------------------|
| 積立型制度の退職給付債務 | 2,422,447 千円 | 3,471,120 千円 |
| 年金資産 | 2,678,827 | 2,698,738 |
| | 256,380 | 772,381 |
| 非積立型制度の退職給付債務 | 575,484 | 177,969 |
| 未積立退職給付債務 | 319,103 | 950,350 |
| 未認識数理計算上の差異 | 310,139 | 207,810 |
| 未認識過去勤務費用 | - | 615,490 |
| 貸借対照表に計上された負債と資産 の純額 | 8,964 | 127,049 |
| 退職給付引当金 | 508,142 | 590,154 |
| 前払年金費用 | 499,178 | 463,105 |
| 貸借対照表に計上された負債と資産 の純額 | 8,964 | 127,049 |

(4)退職給付費用及びその内訳項目の金額

| | 第31期 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日) | 第32期 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日) |
|-----------------|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 勤務費用 | 135,457 千円 | 199,166 千円 |
| 利息費用 | 19,818 | 22,711 |
| 期待運用収益 | 35,926 | 47,553 |
| 数理計算上の差異の費用処理額 | 13,847 | 54,327 |
| 過去勤務費用の費用処理額 | - | 38,127 |
| その他 | 65,395 | 28,533 |
| 確定給付制度に係る退職給付費用 | 198,592 | 295,314 |

(注)「その他」は受入出向者に係る出向元への退職給付費用負担額等です。

(5)年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

| | 第31期 (平成28年3月31日現在) | 第32期 (平成29年3月31日現在) |
|-----|------------------------|------------------------|
| 債券 | 58.1 % | 62.9 % |
| 株式 | 35.5 | 33.3 |
| その他 | 6.3 | 3.7 |
| 合計 | 100 | 100 |

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

| | 第31期 (平成28年3月31日現在) | 第32期 (平成29年3月31日現在) |
|-----------|------------------------|------------------------|
| 割引率 | 0.077 ~ 0.71% | 0.061 ~ 0.90% |
| 長期期待運用収益率 | 1.5 ~ 1.8% | 1.5 ~ 1.8% |

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度142,480千円、当事業年度146,421千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | 第31期 (平成28年3月31日現在) | 第32期 (平成29年3月31日現在) |
|---------------|------------------------|------------------------|
| 繰延税金資産 | | |
| 減損損失 | 475,116 千円 | 455,165 千円 |
| 投資有価証券評価損 | 238,391 | 242,551 |
| ゴルフ会員権評価損 | 295 | 295 |
| 未払事業税 | 185,473 | 124,367 |
| 賞与引当金 | 272,346 | 260,374 |
| 役員賞与引当金 | - | 11,509 |
| 役員退職慰労引当金 | 51,071 | 50,969 |
| 退職給付引当金 | 155,593 | 180,726 |
| 減価償却超過額 | 29,059 | 19,277 |
| 委託者報酬 | 204,395 | 217,902 |
| 長期差入保証金 | 6,344 | 14,803 |
| 時効後支払損引当金 | 78,725 | 77,490 |
| 連結納税適用による時価評価 | 309,675 | 236,450 |
| その他 | 69,525 | 68,614 |
| 繰延税金資産 小計 | 2,076,013 | 1,960,499 |
| 評価性引当額 | - | - |
| 繰延税金資産 合計 | 2,076,013 | 1,960,499 |
| 繰延税金負債 | | |
| 未収配当金 | 1,228 | - |
| 前払年金費用 | 152,848 | 141,802 |
| 連結納税適用による時価評価 | 1,516 | 1,447 |
| その他有価証券評価差額金 | 639,013 | 659,638 |
| 繰延ヘッジ損益 | 2,889 | - |
| その他 | 6 | 3 |
| 繰延税金負債 合計 | 797,502 | 802,893 |
| 繰延税金資産の純額 | 1,278,511 | 1,157,605 |

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

| | 第31期 (平成28年3月31日現在) | 第32期 (平成29年3月31日現在) |
|----------------------|------------------------|--|
| 法定実効税率 (調整) | 33.06 % | 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。 |
| 評価性引当額の減少 | 6.34 | |
| 税率変更による期末繰延税金資産の減額修正 | 0.59 | |
| その他 | 0.02 | |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 27.33 | |

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

第31期(自平成27年4月1日至平成28年3月31日)及び第32期(自平成28年4月1日至平成29年3月31日)

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第31期(自平成27年4月1日至平成28年3月31日)及び第32期(自平成28年4月1日至平成29年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

第31期（自平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金 | 事業の内容 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額 | 科目 | 期末残高 |
|------|----------------------|---------|------------------|-------------|---------------------|---|--|--|-------------------------|--|
| 親会社 | (株)三菱UFJフィナンシャル・グループ | 東京都千代田区 | 2,141,513 百万円 | 銀行持株会社業 | 被所有 間接 100.0% | 連結納税 役員の兼任 | 連結納税に伴う支払 | 3,980,844 千円 | その他未払金 | 2,296,632 千円 |
| 親会社 | 三菱UFJ信託銀行(株) | 東京都千代田区 | 324,279 百万円 | 信託業、 銀行業 | 被所有 直接 51.0% | 当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等 事務所の賃借 投資の助言 役員の兼任 | 投資信託に係る事務代行手数料の支払 事務所賃借料 長期差入保証金の返還 投資助言料 | 5,895,622 千円 223,695 千円 885,549 千円 515,287 千円 | 未払手数料 未払費用 | 805,721 千円 319,698 千円 |
| 主要株主 | (株)三菱東京UFJ銀行 | 東京都千代田区 | 1,711,958 百万円 | 銀行業 | 被所有 直接 15.0% | 当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等 取引銀行 | 投資信託に係る事務代行手数料の支払 コーラブル預金の預入 コーラブル預金に係る受取利息 | 9,224,647 千円 35,000,000 千円 9,263 千円 | 未払手数料 現金及び預金 未収収益 | 1,806,446 千円 35,000,000 千円 2,372 千円 |

第32期（自平成28年4月1日至平成29年3月31日）

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金 | 事業の内容 | 議決権等の所有 (被所有) 割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額 | 科目 | 期末残高 |
|------|----------------------|---------|------------------|-------------|------------------------|-------------------------------|-------------------|-----------------|--------|-----------------|
| 親会社 | (株)三菱UFJフィナンシャル・グループ | 東京都千代田区 | 2,141,513 百万円 | 銀行持株会社業 | 被所有 間接 100.0% | 連結納税 役員の兼任 | 連結納税に伴う支払 | 4,204,969 千円 | その他未払金 | 2,071,256 千円 |
| 親会社 | 三菱UFJ信託銀行(株) | 東京都千代田区 | 324,279 百万円 | 信託業、 銀行業 | 被所有 直接 51.0% | 当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等 | 投資信託に係る事務代行手数料の支払 | 5,983,874 千円 | 未払手数料 | 716,117 千円 |
| | | | | | | 投資の助言 役員の兼任 | 投資助言料 | 662,992 千円 | 未払費用 | 352,297 千円 |
| 主要株主 | (株)三菱東京UFJ銀行 | 東京都千代田区 | 1,711,958 百万円 | 銀行業 | 被所有 直接 15.0% | 当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等 | 投資信託に係る事務代行手数料の支払 | 7,878,591 千円 | 未払手数料 | 1,276,937 千円 |

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

連結納税については、連結納税制度に基づく連結法人税の支払予定額であります。

投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

事務所敷金及び賃借料については、市場実勢等を勘案して決定しております。

投資助言料については、市場実勢等を勘案して決定しております。

預金利率の条件は、市場金利等を勘案して決定しております。なお、預入期間は1年であります。

上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

(2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等
第31期(自平成27年4月1日至平成28年3月31日)

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金 | 事業の内容 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額 | 科目 | 期末残高 |
|-------------|--------------------|---------|---------------|-------|----------------|-------------------------------|-------------------|-----------------|-------|---------------|
| 同一の親会社を持つ会社 | 三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱ | 東京都千代田区 | 40,500 百万円 | 証券業 | なし | 当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等 | 投資信託に係る事務代行手数料の支払 | 6,398,782 千円 | 未払手数料 | 898,096 千円 |

第32期(自平成28年4月1日至平成29年3月31日)

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金 | 事業の内容 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額 | 科目 | 期末残高 |
|-------------|--------------------|---------|---------------|-------|----------------|-------------------------------|-------------------|-----------------|-------|---------------|
| 同一の親会社を持つ会社 | 三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱ | 東京都千代田区 | 40,500 百万円 | 証券業 | なし | 当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等 | 投資信託に係る事務代行手数料の支払 | 6,532,238 千円 | 未払手数料 | 933,908 千円 |

(注)取引条件及び取引条件の決定方針等

投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

2.親会社に関する注記

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ(東京証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場)

三菱UFJ信託銀行株式会社(非上場)

（1株当たり情報）

| | 第31期 （自平成27年4月1日 至平成28年3月31日） | 第32期 （自平成28年4月1日 至平成29年3月31日） |
|--------------|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 1株当たり純資産額 | 532,213.85円 | 466,028.30円 |
| 1株当たり当期純利益金額 | 66,691.34円 | 60,318.47円 |

（注）1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | 第31期 （自平成27年4月1日 至平成28年3月31日） | 第32期 （自平成28年4月1日 至平成29年3月31日） |
|--------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 当期純利益金額（千円） | 12,660,003 | 12,762,244 |
| 普通株主に帰属しない金額（千円） | - | - |
| 普通株式に係る当期純利益金額（千円） | 12,660,003 | 12,762,244 |
| 普通株式の期中平均株式数（株） | 189,829 | 211,581 |

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常の実行の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

定款の変更等

定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

訴訟事件その他重要事項

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

| 名称 | 資本金の額（百万円） 平成29年3月末現在 | 事業の内容 |
|---------------|--------------------------|--|
| 三菱UFJ信託銀行株式会社 | 324,279 | 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法。以下同じ。）に基づき信託業務を営んでいます。 |

<再信託受託会社の概要>（平成29年3月末現在）

名称：日本マスタートラスト信託銀行株式会社

資本金：10,000百万円

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、兼営法に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 投資顧問会社

| 名称 | 資本金の額 平成29年4月末現在 | 事業の内容 |
|-------------------------------------|---------------------|--|
| シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッド | 2,000,200香港ドル | 各種の証券を購入、売却、交換および取引することを含む投資運用業務を営んでいます。 |

(3) 販売会社

| 名称 | 資本金の額 （平成29年3月末現在） | 事業の内容 |
|-----------------------|-----------------------|-------------------------------|
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 1,711,958百万円 | 銀行業務を営んでいます。 |
| 株式会社SBI証券 | 48,323百万円 | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| 高木証券株式会社 | 11,069百万円 | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| 楽天証券株式会社 | 7,495百万円 | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 | 40,500百万円 | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの財産の保管および管理等を行います。

(2) 投資顧問会社

ファンドの為替ヘッジに関する指図等を行います。

(3) 販売会社

受益権の募集の取扱い、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金の再投資ならびに収益分配金、一部解約金および償還金の支払いの取扱い等を行います。

3【資本関係】

委託会社と関係法人の主な資本関係は次の通りです。(平成29年6月末現在)

三菱UFJ信託銀行株式会社は委託会社の株式の50.97%(107,855株)、株式会社三菱東京UFJ銀行は15.00%(31,757株)を所有しています。

(注)関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が3%以上のものを記載しています。

第3【その他】

- 1 目論見書の表紙または本文に写真、イラスト、キャッチ・コピー、ファンド名ロゴマーク、ロゴマーク入り社名もしくは社名を付加して使用することがあります。
- 2 投資信託説明書（交付目論見書）に、以下の趣旨の文言の全部または一部および有価証券届出書の主要内容を記載することがあります。
 - (1) ・ファンドに関する投資信託説明書（請求目論見書）を含む詳細な情報は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。
 - ・本書には、約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。
 - ・ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。
 - (2) ・ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認します。
 - ・ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。
 - ・請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。（請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようお願いいたします。）
 - (3) 当ファンドのお取引に関しては、クーリングオフ（金融商品取引法第37条の6の規定）の適用はありません。
 - (4) 最新の運用実績は委託会社のホームページにてご確認ください。
 - (5) 課税上の取扱いは株式投資信託となります。
- 3 投資信託説明書（請求目論見書）に、以下の趣旨の文言の全部または一部を記載することがあります。
 - (1) 当ファンドは、公社債など値動きのある証券（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって元本が保証されているものではありません。
 - (2) 投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客さまに帰属します。
 - (3) 投資信託は、預金保険の対象ではありません。
 - (4) 投資信託は、金融機関の預金と異なり、元本保証および利回り保証をするものではありません。
 - (5) 登録金融機関は、投資者保護基金には加入しておりません。
 - (6) 投資信託は、保険契約における保険金額とは異なり、受取金額等の保証はありません。
 - (7) 投資信託は、保険ではなく、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
 - (8) 投資信託の取得のお申込みに関しては、クーリングオフの適用はありません。
 - (9) 当ファンドにおける課税上の取扱いは株式投資信託となります。
- 4 有価証券届出書に記載された内容を明瞭に表示するため、目論見書にグラフ、図表等を使用することがあります。グラフ、図表等に使用するファンドに関するデータは、あくまでも過去の運用実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。
- 5 投資信託約款の重要な事項を投資信託説明書（交付目論見書）に掲載し、投資信託約款の全文を投資信託説明書（請求目論見書）の巻末に掲載します。

- 6 目論見書は電子媒体等として使用されるほか、委託会社のホームページ等に掲載することがあります。
- 7 目論見書は、目論見書の別称として「投資信託説明書(交付目論見書)」、「投資信託説明書(請求目論見書)」と称して使用することがあります。

独立監査人の監査報告書

平成29年6月28日

三菱UFJ国際投信株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

| | | |
|--------------------|--------------|---|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 弥永 めぐみ | 印 |
|--------------------|--------------|---|

| | | |
|--------------------|-------------|---|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 山田 信之 | 印 |
|--------------------|-------------|---|

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJ国際投信株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第32期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ国際投信株式会社の平成29年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成29年7月26日

三菱UFJ国際投信株式会社
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 柴 毅 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 大畑 茂 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているトルコ債券オープン（毎月決算型）為替アクティブヘッジの平成28年12月27日から平成29年6月26日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、トルコ債券オープン（毎月決算型）為替アクティブヘッジの平成29年6月26日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。